

「デジ活」中山間地域 関係府省関連施策集



内閣府



総務省



文部科学省



厚生労働省

MAFF
農林水産省



経済産業省



国土交通省



環境省

農林水産省
令和5年6月

はじめに

地域の基幹産業である農林水産業を軸として、教育・文化、医療・福祉、物流等、様々な産業分野と連携しながら、地域資源やデジタル技術の活用により、社会課題解決・地域活性化を図る「『デジ活』中山間地域」の取組に役立つと考える施策をまとめました。

- ・ 想定する読者

「デジ活」中山間地域に取り組む、又はこれから取り組もうとする地方自治体職員、地域運営組織等。

- ・ 主な目的

「デジ活」中山間地域の取組に役立つ施策を提供し、地域の課題解決のために活用していただく。

- ・ 構成、内容

施策や事業ごとに目的や概要、支援内容、担当部署の連絡先をカタログ化。

- ・ 使い方

各施策について活用方法などをより深く知りたい場合には、各施策に記載された担当部署まで、お問合せください。また、「デジ活」中山間地域の取組全般に関するお問合せは、下記まで、お問合せください。

お問合せ先：農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課農村政策推進室

代表 03-3502-8111（内線5535）

「デジ活」中山間地域HP：<https://www.maff.go.jp/j/nousin/digikatsu/index.html>



「デジ活」中山間地域の活動にかかる関係府省関連施策①

制度		該当 ページ	内容	
デジタル	デジタル田園都市国家構想交付金	1	<ul style="list-style-type: none"> デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上を深化・加速化する取組を分野横断的に支援。 ⇒ https://www.chisou.go.jp/sousei/about/	内閣府
	未来技術社会実装事業	2	<ul style="list-style-type: none"> AI、IoTや自動運転、ドローン等の未来技術を活用した新しい地方創生を目指す事業で、革新的で先導性と横展開可能性等に優れた提案について、関係省庁、地方公共団体、関係民間事業者等で構成する現地支援体制（地域実装協議会）を構築するなど、総合的かつ横断的に支援。 ⇒ https://www.chisou.go.jp/tiiki/kinmirai/index.html	
	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	3	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域等の条件不利地域において、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援、産業振興等の取組について支援。 ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm	総務省
	地域情報化アドバイザー派遣制度	4	<ul style="list-style-type: none"> 地域が抱える様々な課題を解決するため、地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を実施。 ⇒ https://www.r-ict-advisor.jp/	
	ローカル 10,000プロジェクト	5	<ul style="list-style-type: none"> 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。デジタル技術の活用等に関連する事業については、重点支援。 	
	郵便局等の公的地域基盤連携推進事業	6	<ul style="list-style-type: none"> デジタル社会の進展への対応、自然災害などの地域の課題解決に向けて、デジタル技術と全国24,000局の郵便局ネットワークを活用。郵便局と地方公共団体等の地域の公的基盤が連携して地域課題を解決するための実証事業を実施し、モデルケースを全国に展開。 ⇒ https://www.soumu.go.jp/yusei/kasseika.html	
	農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業	7	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等において、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成を推進するため、農村RMOを目指す地域協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組への支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/nrmo/index.html	
	中山間地農業ルネッサンス推進事業（元気な地域創出モデル支援）	7	<ul style="list-style-type: none"> 収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を後押しすることで、優良事例創出を推進する取組を支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/renais_tyusan.html	
	農山漁村発イノベーション対策	8-9	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援。ワーケーション対応等の利便性向上や、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣・育成等を支援。また、農山漁村で新事業を興す起業家と農山漁村のマッチングの取組等を支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html	農林水産省
	鳥獣被害防止総合対策交付金	10	<ul style="list-style-type: none"> 農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化を支援。被害対策に係るICT活用の定着に向けた取組の支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html	

「デジ活」中山間地域の活動にかかる関係府省関連施策②

制度		該当ページ	内容	
デジタル	情報通信環境整備対策	11	<ul style="list-style-type: none"> ● 農村地域において、農業水利施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するため、情報通信環境の整備を支援（スマート農業の実装のみを目的とする整備も支援対象となるよう拡充）。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/jouhoutsuushin/jouhou_tsuushin.html	農林水産省
	デジタル林業戦略拠点構築推進事業	12	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域一体となって、森林調査から原木の生産・流通に至る林業活動にデジタル技術をフル活用し、収益性の高いデジタル林業を実践する「デジタル林業戦略拠点」の構築を推進。 	
	デジタル水産業戦略拠点整備推進事業	13	<ul style="list-style-type: none"> ● 水産業のデジタル化の取組を面的に推進するため、デジタル水産業戦略拠点を創出する計画策定や、デジタル推進員への研修会の開催等を支援。 	
	日本版MaaS推進・支援事業	14	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域におけるMaaSの実装や、MaaS実装に不可欠な交通事業者のデジタル化等の促進に関する取組を支援。 	国土交通省
	空き家対策総合支援事業	15	<ul style="list-style-type: none"> ● 空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組や、NPOや民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事を行う場合に支援。 	
	スマートアイランド実証調査事業	16	<ul style="list-style-type: none"> ● 四方を海等に囲まれた離島地域において、その地理的隔絶性から生じる課題の解決に向けてICTなどの技術を活用した実証調査を実施。 	
	ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン	17	<ul style="list-style-type: none"> ● ドローン物流サービスにこれから着手する主体を対象に、導入方法や配送手段等に関する具体的な手続き及び参考となり得る取組等の事例集を取りまとめた「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドラインVer.4.0」により、ドローン物流の社会実装に向けた取組の普及を促進。 ⇒ https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000675.html	
	無人航空機等を活用したラストワンマイル配送実証事業	18	<ul style="list-style-type: none"> ● 過疎地域等における課題を解決するため、レベル4飛行に対応したドローン物流やドローンの離発着前後の配送を担う自動配送ロボット等と連携した物流等を社会実装する際に必要となる事項を検証することを目的とした先導的な実証事業を実施。 ⇒ https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000659.html	
	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転実証調査事業）	19	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体が地域づくりの一環として行うバスサービスの自動運転（レベル4）について、持続可能性（経営面、技術面、社会的受容性等）を検証するため、長期にわたり実証事業の実施が見込まれる事業を支援 ⇒ https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000452.html	

「デジ活」中山間地域の活動にかかる関係府省関連施策③

制度		該当ページ	内容	
デジタル	地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業	20	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域内外の中小企業等が、地方公共団体等の地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題解決と収益性との両立を目指す取組（地域と企業の持続的共生）を支援するとともに、地域で持続的に課題解決を行うために地方公共団体からの地域課題の提示や地域内外の関係主体の連携体制の構築を行う。 ⇒ https://chiiki-ks.jp/	経済産業省
	地域新MaaS創出推進事業	21	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の移動課題の解決のため、MaaSの実装に取り組む地域（企業・団体等）を支援。新たなモビリティサービスの社会実装及び全国での横展開モデルの実現を目指す。 	
	遠隔医療設備整備事業	22	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。また、医学的管理が必要な慢性疾患であって、地理的理由等により往診・通院が困難な患者等に対し、テレビ電話等の機器を貸与して、遠隔地からの診療支援を行う。 	厚生労働省
	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金	23	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国的に深刻な被害をもたらす二ホンジカ・イノシシの管理を強化するため、ICT等を活用して、都道府県による二ホンジカ・イノシシの捕獲強化、生息状況調査、人材育成等を支援。 ⇒ https://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index.html	環境省
	国民のデジタルリテラシー向上事業	24	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体（教育委員会及び首長部局）が、公民館等の社会教育施設や学校等の場を活用して実施する、デジタル関連の知識や技術を習得するための講座・研修等に係る経費について支援を行う。 ⇒ https://www.mext.go.jp/a_menu/01_d/1294111_00001.htm	文部科学省

中山間地域等の活性化等にかかる関係府省関連施策①

制度		該当 ページ	内容	
①農村型地域運営組織・小さな拠点等の活動への支援				
立ち上げ	農村型地域運営組織 (農村RMO)形成推進事業 	7 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域において、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織(農村RMO)」の形成を推進するため、農村RMOを目指す地域協議会等が行う調査、計画作成、実証事業等の取組を支援。 農村RMO形成を効率的に進めるため、中間支援組織の育成等を通じた都道府県単位における伴走支援体制の構築や、各地域の取組に関する情報・知見の蓄積・共有、研修等を行う全国プラットフォームの整備に対して支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/nrmo/index.html 	農林 水産省
下支え	中山間地域等直接支払交付金 	25	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/ 	
	多面的機能支払交付金 	25	<ul style="list-style-type: none"> 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html 	
連携	重層的支援体制整備事業 	27	<ul style="list-style-type: none"> 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性(高齢、障害、子ども、生活困窮)を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施。 ⇒ https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jigyuu/ 	厚生 労働省
活用	過疎地域等集落ネットワーク圏 形成支援事業  	3 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域等の条件不利地域において、基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、地域運営組織等が行う生活支援、産業振興等の取組について支援。 ⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm 	総務省
	過疎地域遊休施設再整備事業 	3 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 過疎地域における廃校舎や老朽化して使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民との地域間交流を促進するため、生産加工施設、資料展示施設、教育文化施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する経費について支援。 ⇒ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain4.htm 	
	市町村管理構想、地域管理構想(市町村管理構想・地域管理構想策定推進対策) 	28	<ul style="list-style-type: none"> 市町村や地域において、土地の管理や資源の現状把握・将来予測を行い、優先的に維持したい土地や管理方法の転換等を検討し、目指すべき将来像と土地の管理のあり方を示す市町村管理構想、地域管理構想の策定を推進。モデル形成のための支援や人材育成研修を実施。 ⇒ https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html 	国土 交通省
	物流総合効率化法を活用した 共同輸配送等への支援事業 	29	<ul style="list-style-type: none"> 物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、総合効率化計画の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づく過疎地域向けの共同輸配送等を支援。 	
	地域公共交通確保維持改善事業 	30	<ul style="list-style-type: none"> 疎地域等におけるデマンドタクシー、コミュニティバス等の運行費、車両の更新費等を支援。 	
	半島振興広域連携促進事業 	31	<ul style="list-style-type: none"> 半島地域の自立的発展に向けた交流促進、産業振興、定住促進を図るため、半島地域の様々な主体の取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策を支援。 ⇒ https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000135.html 	
豪雪地帯安全確保緊急対策 交付金 	32	<ul style="list-style-type: none"> 豪雪地帯において、除排雪時の死傷事故が多発していることを踏まえ、将来を見据えた戦略的な方針の策定と、持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む自治体を支援。 ⇒ https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000150.html 		

中山間地域等の活性化等にかかる関係府省関連施策②


制度		該当 ページ	内容	
①農村型地域運営組織・小さな拠点等の活動への支援				
活用	山村活性化支援交付金 	33	● 山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/index.html	農林 水産省
	農山漁村発イノベーション対策 	8-9 (再掲)	● 農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html	
	最適土地利用総合対策 	34	● 中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekitchiriyu.html	
	有機農業産地づくり推進  	35	● 有機農業に地域ぐるみで取り組む市町村等において、生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販売拡大等の取組と一体的に支援。	
	有機農産物安定供給体制構築事業 	36	● 農業者等による有機農業現場の先進的な取組の横展開を推進するため、①栽培や経営に関する技術研修会の開催等、②新たな販路確保に向けた取組、③生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入等を支援。	文化庁
	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 	37	● 国民共有の財産である文化財を次世代に継承するため、中山間地域等に所在する事業者に対して国指定等文化財の保存修理や整備活用事業のほか、発掘調査や埋蔵文化財活用事業などに対して補助を実施する。	
	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金 	38	● 国民共有の財産である文化財を次世代に継承するため、中山間地域等に所在する事業者に対して国指定等文化財の防火対策、耐震対策に係る施設整備に対して補助を実施する。	
	へき地保健医療対策  	39	● へき地における医療提供体制の確保に必要な経費を支援する。 ⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20900.html	厚生 労働省
地方 財政 措置	住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】	40	● (1)地域運営組織の運営支援として、①運営支援のための経費（事務局人件費等）について普通交付税措置を講ずるとともに、②形成支援のための経費（ワークショップ開催の経費等）について特別交付税措置。 ● (2)住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費（高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費等）について普通交付税措置。 ※ (1) ① 及び (2) において、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる。	総務省
	地域運営組織の経営力強化支援【都道府県及び市町村】	41	● 自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費（研修、設備導入、販路開拓に要する経費等）について特別交付税措置。	

中山間地域等の活性化等にかかる関係府省関連施策③

制度		該当ページ	内容	
②人材のサポート				
寄り添い	生活支援コーディネーター	27 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、市町村が定める活動区域ごとに、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネートを実施。 	厚生労働省
連携・活用	社会教育主事、社会教育士	42	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育主事は、教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言等を行う。社会教育士は、社会教育主事になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる称号で、社会教育の専門的知識を生かし、行政のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる。 <p>⇒ https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00667.html</p>	文部科学省
	公民館	43	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の交流の場としての役割とともに、住民にとって最も身近な学習拠点として、住民の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会を提供。 	
伴走	地域活性化伝道師	44	<ul style="list-style-type: none"> 地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家（地域活性化伝道師）を紹介し、指導・助言を行う。 <p>⇒ https://www.chisou.go.jp/tiiki/ouentai.html</p>	内閣府
	地域力創造アドバイザー	45	<ul style="list-style-type: none"> 地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招聘し、指導・助言を実施（必要な経緯等について総務省が特別交付税措置）。 <p>⇒ https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/</p>	総務省
参加・従事	地域おこし協力隊	46	<ul style="list-style-type: none"> 三大都市圏の若者などの人材等を市町村が委嘱（概ね1年以上3年以下）し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を実施。 <p>⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html</p>	
	地域プロジェクトマネージャー	47	<ul style="list-style-type: none"> 三大都市圏の専門人材（協力隊OB・OG含む）等を市町村が任用（概ね1年以上3年以下）し、地域の重要プロジェクトの現場責任者として、行政、地域、民間及び外部専門家等の関係者間を橋渡ししながら当該プロジェクトを推進（地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費について総務省が特別交付税措置）。 <p>⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_04000210.html</p>	
	地域活性化起業人	48	<ul style="list-style-type: none"> 三大都市圏の民間企業等の社員を一定期間（6ヶ月から3年）受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事（派遣元企業に対する負担金等について総務省が特別交付税措置）。 <p>⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03100070.html</p>	
	集落支援員	49	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を市町村が委嘱し、市町村職員と連携して集落への目配りとして集落の巡回、状況把握等を実施。 <p>⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html</p>	
	特定地域づくり事業協同組合	50	<ul style="list-style-type: none"> 人口急減地域を対象に地域の仕事を組み合わせ、年間を通じた仕事を創出。組合で職員を雇用し、地域内の事業者に派遣。 <p>⇒ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyuu.html</p>	

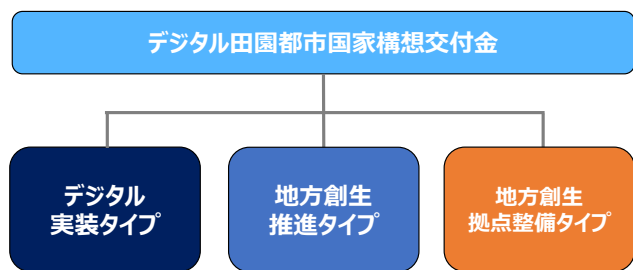
中山間地域等の活性化等にかかる関係府省関連施策④

制度		該当 ページ	内容	
②人材のサポート				
人材育成	農村プロデューサー養成講座	51	<ul style="list-style-type: none"> 地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材を「農村プロデューサー」として育成。 ⇒ https://www.maff.go.jp/j/nousin/course/index.html 	農林水産省
	有機農業新規参入技術習得等支援事業	52	<ul style="list-style-type: none"> 新たに有機農業に取り組む農業者に対し、有機JASに関する講習受講等を支援するとともに、品目別の有機栽培技術の研修会の開催に必要な経費を支援。 	
	地方創生カレッジ	53	<ul style="list-style-type: none"> 地方創生の事業展開に必要な人材を育成・確保するため、実践的な無料のeラーニング講座を提供するほか、地方創生の有識者を交えた交流掲示板や、各地で地方創生に取り組む実践事例の特集等を通じて知恵の共有を図る。 ⇒ https://chihouseisei-college.jp/ 	内閣府
関係人口	農山漁村関わり創出事業	8-9 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 農繁期の手伝いや地域資源の保全等の農山漁村での様々な活動について、農山漁村に興味がある多様な人材が関わることでできる仕組みを構築する取組等を支援。 	農林水産省
	多面的機能支払交付金	26 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 多面的機能の増進を図る活動の活動項目「広報活動」を「広報活動・農的関係人口の拡大」に改正し、地域外からの呼び込み活動も対象とすることで、地域資源の管理を広域的に担う体制整備を推進する。 	
	関係人口ポータルサイト	54	<ul style="list-style-type: none"> 全国の地方公共団体の関係人口創出・拡大に関する取組事例、関連イベントや交流体験プログラム等の情報を一元化。 ⇒ https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/ 	総務省
	関係人口創出・拡大のための対流促進事業	55	<ul style="list-style-type: none"> モデル性を有する関係人口の創出・拡大の取組と、全国の官民関係者が参画する協議会の運営を通じた関係者間の情報共有やネットワーク化を支援。 ⇒ https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kankei/index.html 	内閣府

1	デジタル田園都市国家構想交付金	事業URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html		問合せ先	内閣府 地方創生推進事務局 03-3581-4213
関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
地域づくり全般	都道府県・市町村	ハード・ソフト	交付金 (1/2)	1月頃		100,000の内数

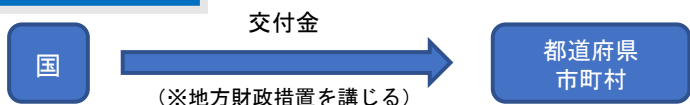
事業概要・目的

- デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する観点から、令和4年度第2次補正予算において「デジタル田園都市国家構想交付金」を創設した。
- 5か年の新たな総合戦略「デジタル田園都市国家構想総合戦略」も踏まえつつ、各地方公共団体が目指す地域ビジョンの実現を総合的・効果的に支援する観点から、関係省庁と連携しつつ、政策分野横断的に支援を行うデジタル田園都市国家構想交付金の活用を促進していく。



(注1) 令和4年度第2次補正予算において、デジタル実装タイプ400億円、地方創生拠点整備タイプ400億円を措置。
 (注2) 本交付金の一部は、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 主な対象事業
デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。

【地方創生推進タイプ】

- ・ 自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する取組等（先駆型・Society5.0型：最長5年間、横展開型：最長3年間）

	1事業当たり交付上限額（国費）	申請上限件数
都道府県	先駆型3.0億円 横展開型1.0億円	6事業 ※広域連携事業は3事業まで追加可
中枢中核都市	先駆型2.5億円 横展開型0.85億円	5事業 ※広域連携事業は2事業まで追加可
市区町村	先駆型2.0億円 横展開型0.7億円	4事業 ※広域連携事業は1事業まで追加可

※Society5.0型は都道府県・中枢中核都市・市区町村ともに交付上限額(国費)3.0億円、申請上限件数の枠外。

- ・ 東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策
 - 移住支援金の子育て世帯加算について、最大30万円から最大100万円に拡充。
 - 「デジタル人材の移住や就業」や、「デジタル技術を活用した起業」等を支援・促進。
- ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・汚水処理施設・港）の一体的な整備
 - 施設の整備に併せて、クラウド型WEB監視システムの導入や施設情報・維持管理情報のデジタル化など、デジタル技術の活用・連携を促進。

【地方創生拠点整備タイプ】（原則として3年間（最長5年間））

	都道府県	中枢中核都市	市区町村
1事業当たりの交付上限額の目安（国費）	15億円程度	10億円程度	5億円程度

※申請上限件数は「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の期間（2023～2027年度）を通じて1事業。

- （民間事業者の施設等整備に対しての間接補助） 【拡充】
民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の一部を交付することを可能とする。

期待される効果

- 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。

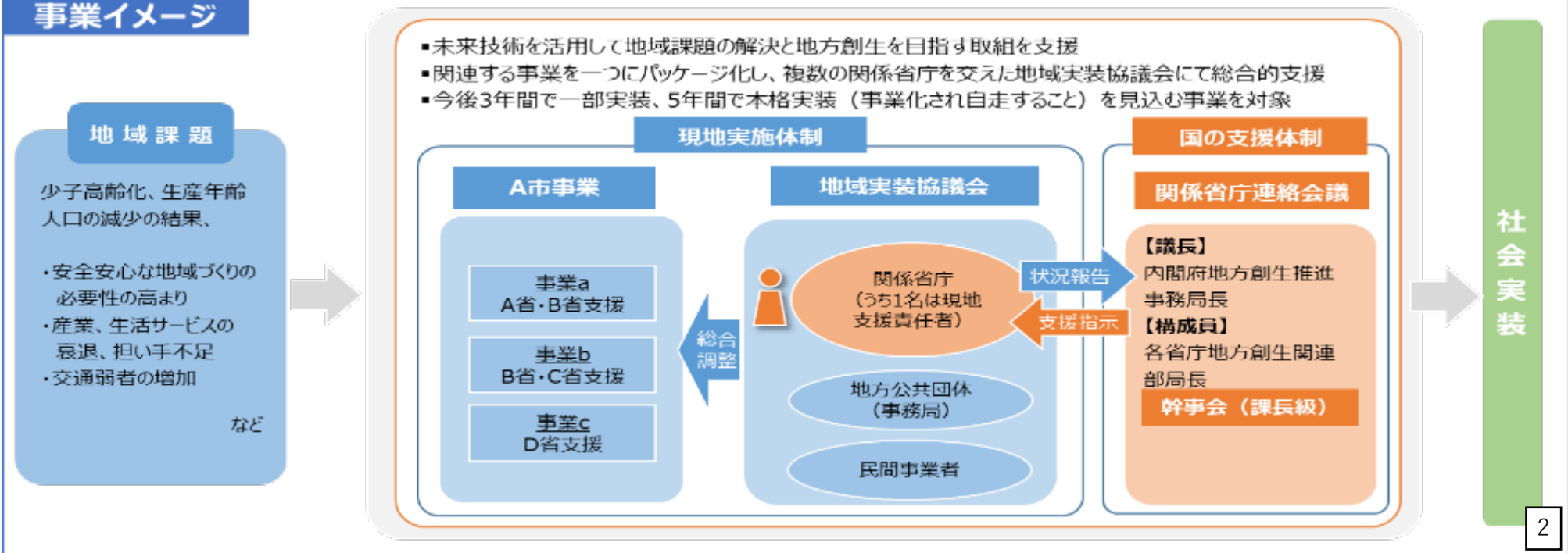
2	未来技術社会実装事業	事業URL https://www.chisou.go.jp/tiiki/kinmirai/index.html		問合せ先 内閣府 地方創生推進事務局 03-6206-6175		
関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
先進技術の導入	都道府県・市町村	ハード・ソフト		4月上旬～5月中旬頃		70の内数


概要

- AI、IoTや自動運転、ドローン等の未来技術を活用した地域課題の解決と地方創生を目指し、革新的で先導性と横展開可能性等に優れた地方公共団体の取組に対して、未来技術の**社会実装に向けた現地支援体制（地域実装協議会）を構築し、関係府省庁による総合的な支援を行う事業。**
- 未来技術を活用した地方創生に関する提案を地方公共団体から募集し、H30年度からR4年度までに合計53事業を選定。**選定から5年で社会実装を目指し複数年にわたる伴走型支援を行う。R4年度において45事業※に対して支援を実施中。**

※ H30年度からR4年度までの選定合計53事業のうち8事業はR3年度末までに支援終了。

事業イメージ



3	過疎地域持続的発展支援交付金	事業URL https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm		問合せ先	総務省地域力創造グループ 過疎対策室 03-5253-5536		
関連する取組		事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
地域振興立法等指定地域の振興		①地域運営組織等 ②都道府県・市町村 ③・④市町村	ハード・ソフト	下図参照	1月頃 ※R5事業は、R5年 1月12日～2月13日		805

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。(定額補助)

※ 交付対象経費の限度額 1,500万円

(下記事業については、限度額を上乗せ)

- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
- ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
- ③ 上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

- 令和5年度予算額(案) 4.0億円(令和4年度予算額4.0億円)

② 過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。(市町村:定額補助 都道府県:6/10、1/2補助)

※ 過疎地域等自立活性化推進事業を発展的に改組し、事業主体に都道府県を追加

※ 交付対象経費の限度額 2,000万円

- 令和5年度予算額(案) 2.5億円(令和4年度予算額2.5億円)

③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助(1/2補助)

- ・定住促進団地整備事業
- ・定住促進空き家活用事業
- ・集落等移転事業
- ・季節居住団地整備事業

- 令和5年度予算額(案) 0.9億円(令和4年度予算額0.9億円)

④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助(1/3補助)

〈例〉

- ・テレワーク施設やサテライトオフィス等働く場の整備事業
- ・地域運営組織等のコミュニティ拠点施設
- ・食肉、農産物等の加工施設

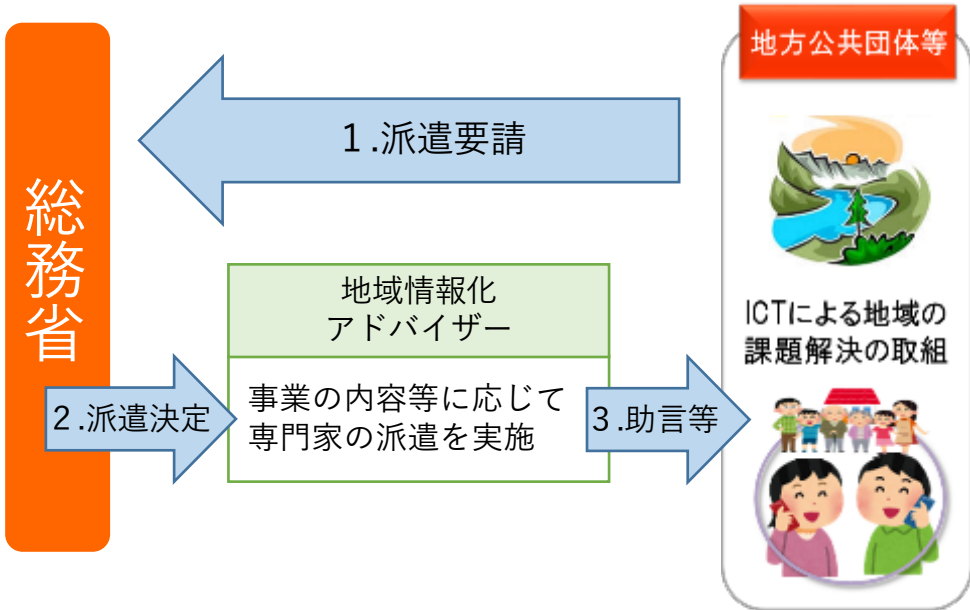
- 令和5年度予算額(案) 0.6億円(令和4年度予算額0.6億円)

4	地域情報化アドバイザー派遣制度	事業URL https://www.r-ict-advisor.jp/		問合せ先 総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 03-5253-5758			
関連する取組		事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
地域づくりの専門家等の紹介・仲介等		地方公共団体等	ソフト		4月～12月頃		105の内数

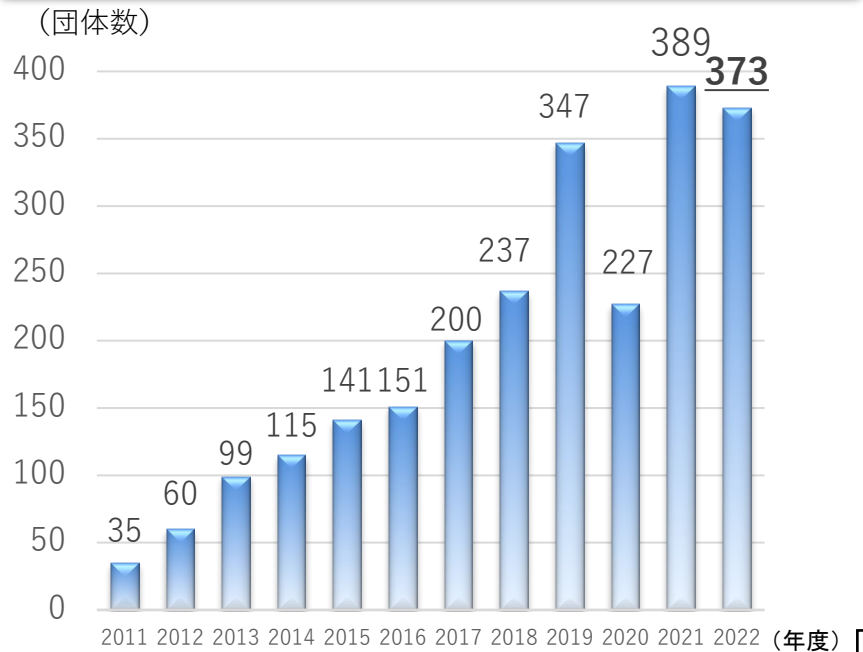
趣旨・目的 地域情報化を担う専門人材の不足が課題となる中、地方公共団体におけるICTを活用した業務の効率化や住民サービスの向上を実現するための人的支援方策として、「地域情報化アドバイザー」の派遣等を通じて、地域活性化・地域課題の解決に資する地域情報化を推進。


事業内容 地域が抱える様々な課題を解決するため、地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を実施。

派遣の仕組み

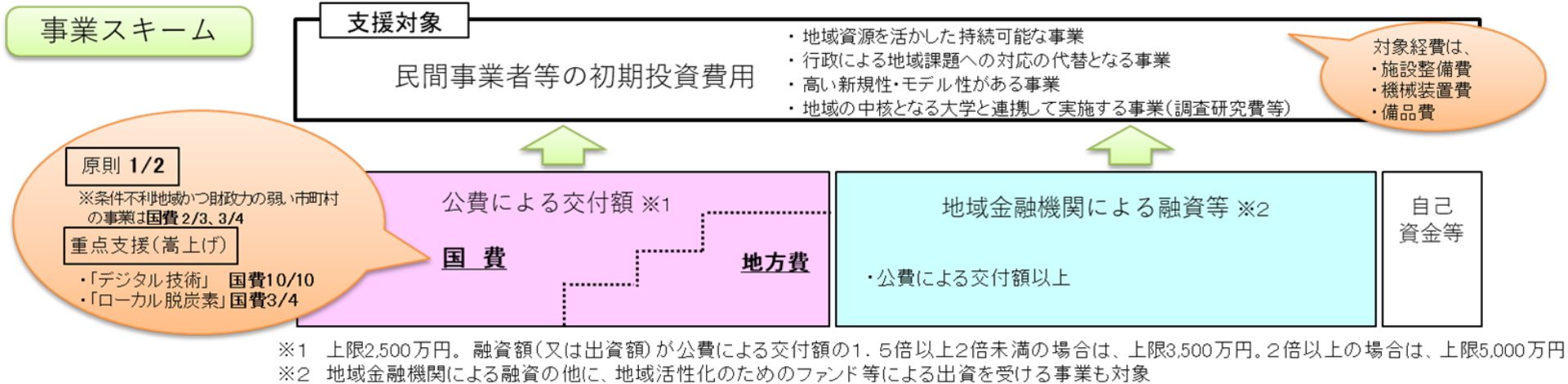


派遣団体数



5	地域経済循環創造事業交付金 (ローカル10,000プロジェクト)	事業URL	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html 		問合せ先	総務省地域力創造グループ 地域政策課 03-5253-5523	
	関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
	新事業の立ち上げ・新商品開発・ 新たな市場の開拓・需要の創出	都道府県・市町村	ハード	原則1/2 (上限2500万円)	毎月10日 〆切	毎月	580の内数

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 国の重要施策(デジタル技術の活用、ローカル脱炭素の推進)と連動した事業については、重点支援。



これまでの実績(440事業、354億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む)(R4年3月末時点))

- ・公費交付額 125億円
- ・融資額 175億円
- ・自己資金等 54億円

重点支援

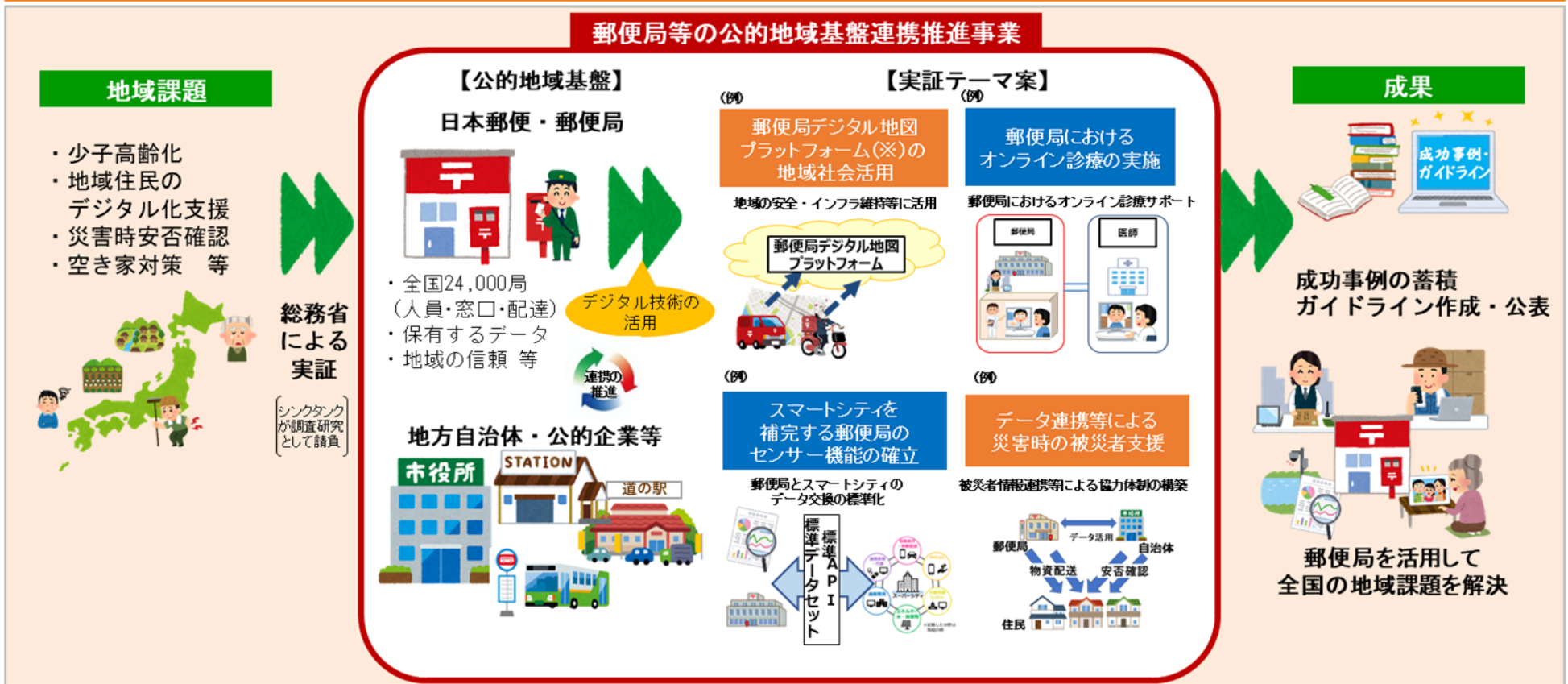
以下の①・②に該当し、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援

- ①生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費10/10】
- ②脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】

6	郵便局等の公的地域基盤連携推進事業	事業URL https://www.soumu.go.jp/yusei/kasseika.html		問合せ先 総務省 情報流通行政局郵政行政部企画課 03-5253-5959		
関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	令和5年度当初予算(百万円)
郵便局との連携による持続可能な地域・社会課題の解決	郵便局と連携する地方公共団体等の地域の公的基盤	ハード・ソフト	調査研究 (請負)			119


- デジタル社会の進展への対応、自然災害などの地域の課題解決に向けて、デジタル技術と全国24,000局の郵便局ネットワークを活用。郵便局と地方自治体等の地域の公的基盤が連携して地域課題を解決するための実証事業を実施し、モデルケースを全国に展開。

郵便局等の公的地域基盤連携推進事業



((計画年度) 令和4年度～令和6年度

※ 郵便局デジタル地図プラットフォーム: 郵便局が保有する事故頻発地点、アンダーパス冠水頻発箇所、道路損傷箇所等の情報を一元化したデジタル地図を活用するために日本郵便が構築する共通基盤。

7	農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策 (農村RMO形成支援 等)	事業 URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html		問合せ先	農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課 03-3501-8359
---	---	-----------	---	--	------	---

関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
地域振興立法等指定地域の振興	都道府県、市町村、 地域協議会、民間団体	ソフト	定額		随時	9,070の内数

趣旨・目的 中山間地域等において、中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に基づき、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成、デジタル技術の導入・定着に対する支援を実施する。

<事業の内容>

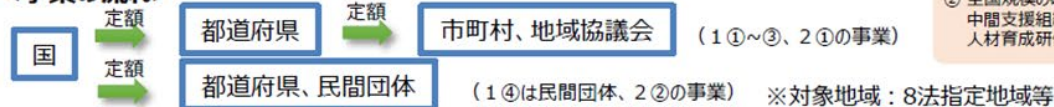
1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- 中山間地農業ルネッサンス推進支援
中山間地域等の特色を活かした創意工夫あふれる取組等を支援します。
- 元気な地域創出モデル支援【令和4年度補正予算含む】
収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を後押しすることで、優良事例創出を推進します。
【事業期間】最大3年間
【交付率(上限)】定額(1,000万円(年基準額)×事業年数)
- 地域レジリエンス強化支援
地域レジリエンス強化連携協定に基づく災害時の避難等に関する活動を支援します。
【交付率(上限)】定額(500万円/地区)
- 中山間地複合経営実践支援
地域特性に応じた複合経営を実践する取組を支援します。

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

- 農村RMOモデル形成支援
地域協議会等が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。
【事業期間】最大3年間
【交付率(上限)】定額(1,000万円(年基準額)×事業年数)
- 農村RMO形成伴走支援
協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。
※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



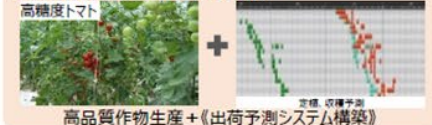
<事業イメージ>

1. ② 元気な地域創出モデル支援

ア 収益力向上+《デジタル技術》



イ 販売力強化+《デジタル技術》



ウ 農用地保全+《デジタル技術》



エ 複合経営+《デジタル技術》



オ 生活支援+《デジタル技術》



2. 農村RMO形成推進事業

① デジタル技術の導入・定着を含めた調査・計画作成・実証等



② 全国規模の研修会、中間支援組織による人材育成研修



円滑に取り組めるよう既存施策も活用してフルサポート


情報通信環境整備対策
通信環境の整備

農山漁村イノベーション
サポートセンター
経営改善等の伴走支援

農村RMO推進研究会
ノウハウの横展開

INACOME
民間企業のスキル導入

社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化
(デジタル田園都市国家構想の実現を後押し)

8	農山漁村振興交付金のうち 農山漁村発イノベーション対策	事業 URL https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html		問合せ先	農林水産省農村振興局 ※詳細は次ページ
---	--------------------------------	--	--	------	------------------------

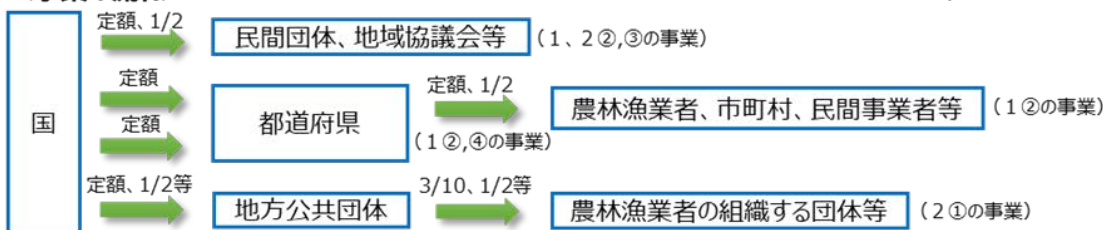
関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
新事業の立ち上げ・新商品開発・新たな市場の開拓・需要の創出	都道府県、市町村、民間団体、地域協議会、農林漁業者、民間事業者 農林漁業者の組織する団体等	ハード・ソフト	定額、1/2、3/10等	2月下旬～3月上旬 ほか ※詳細は次ページ		9,070の内数

趣旨・目的 農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

<事業の内容>

- 1. 農山漁村発イノベーション推進事業** ^{※1}
- ※1 旧 地域活性化対策、旧 農山漁村発イノベーション対策、旧 農泊推進対策、旧 農福連携対策を再編
※2 農山漁村振興交付金の全ての対策について活用が可能
- ① 地域活性化型：**
地域活性化に向けた活動計画策定、関係人口創出、地域づくり人材育成、情報発信等を支援します。
 - ② 農山漁村発イノベーション創出支援型：**
農山漁村発地域資源を活用した商品開発、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣・育成等を支援します。
 - ③ 農泊推進型：**
農泊の実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援します。
 - ④ 農副連携型：**
農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の習得、専門人材の育成等を支援します。
- 2. 農山漁村発イノベーション整備事業** ^{※1}
- ① 定住促進・交流対策型及び産業支援型：**
農林水産物の加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
 - ② 農泊推進型：**
農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援します。
 - ③ 農福連携型：**
農福連携の推進に必要な障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業	2. 農山漁村発イノベーション整備事業
① 地域活性化型  地域住民による地域活性化のための活動計画づくり	① 定住促進・交流対策型 産業支援型  農産物直売所の整備
② 農山漁村発イノベーション創出支援型  地域資源を多分野で活用した商品・サービスの開発	② 農泊推進型  集出荷・貯蔵・加工施設の整備
③ 農泊推進型  景観等を活用した観光コンテンツの開発	③ 農泊推進型  古民家等を活用した滞在型施設の整備
④ 農福連携型  障害者等の農産物栽培技術の習得や専門人材の育成等	④ 農福連携型  障害者等が作業に携わる生産施設の整備

○公募時期

1. 農山漁村発イノベーション推進事業 2月下旬～3月上旬頃

※②農山漁村発イノベーション創出支援型においては、農山漁村発イノベーション中央サポート事業のみ該当

2. 農山漁村発イノベーション整備事業 (②農泊推進型、③農福連携型) 2月下旬～3月上旬頃

○事業要望調査時期

1. 農山漁村発イノベーション推進事業 (②農山漁村発イノベーション創出支援型) 1月下旬～2月下旬頃

※農山漁村発イノベーション中央サポート事業を除く

2. 農山漁村発イノベーション整備事業 (①定住促進・交流対策型及び産業支援型)

①定住促進・交流対策型 4月～12月頃

産業支援型 1月下旬～2月下旬頃

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

①地域活性化型のうち

・活動計画策定事業、農山漁村関わり創出事業(※地域づくり人材育成(農村プロデューサー養成講座)以外)、
農山漁村情報発信事業(※優良事例の横展開)

都市農村交流課 03-3502-5946

・農山漁村関わり創出事業(※地域づくり人材育成(農村プロデューサー養成講座))

農村計画課 03-6744-2203

・農山漁村情報発信事業(※理解醸成等)

鳥獣対策・農村環境課 03-6744-0250

②農山漁村発イノベーション創出支援型

都市農村交流課 03-6744-2497

③農泊推進型 都市農村交流課 03-3502-0030 (2. 農山漁村発イノベーション整備事業の②農泊推進型も同じ)


④農福連携型 都市農村交流課 03-3502-0033 (2. 農山漁村発イノベーション整備事業の③農福連携型も同じ)

2. 農山漁村発イノベーション整備事業

①定住促進・交流対策型及び産業支援型のうち

・定住促進・交流対策型 地域整備課 03-3501-0814

・産業支援型 都市農村交流課 03-6744-2497

9	鳥獣被害防止総合対策交付金	事業URL	https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/yosan/yosan.html		問合せ先	農林水産省 農村振興局 農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室 03-3591-4958

関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
鳥獣被害対策・ジビエ利用	都道府県、地域協議会、民間団体等	ハード・ソフト	定額(1/2以内等)	3月下旬～4月中旬	1月中旬～2月中旬	9,603

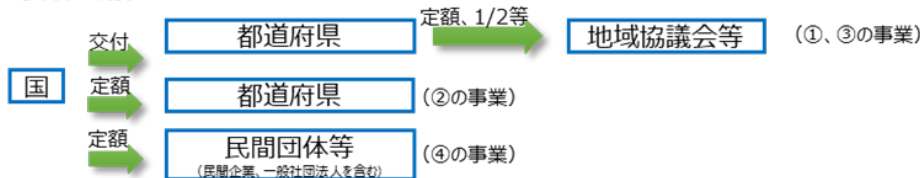
趣旨・目的 農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエフル活用への取組等を支援する。

< 事業の内容 >

鳥獣被害防止総合対策交付金 9,603 (10,003) 百万円

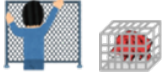
- ① 鳥獣被害防止総合支援事業
 - 市町村が作成する「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や施設整備（侵入防止柵、捕獲技術高度化施設、処理加工施設等）を総合的に支援します。
 - ア 被害対策に係るICT活用の定着に向けた取組の支援
 - イ 鳥類に対する総合的な対策の支援
 - ウ 既設柵の地際補強資材の支援【令和4年度補正予算含む】 等
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
 - 都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組を支援します。
 - ア 豚熱発生県でのジビエ利用再開のための体制整備等の支援 等
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
 - 被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等
 - 被害対策推進のための人材育成やジビエ消費拡大を図るプロモーション等を行います。
 - ア 広域搬入体制の全国展開に向けたモデル整備の取組を支援【令和4年度補正予算】
 - イ ジビエを扱う飲食店の拡大に向けた取組を支援【令和4年度補正予算】

< 事業の流れ >




< 事業イメージ >


【総合的な鳥獣対策・ジビエ利用拡大への支援】




侵入防止柵の設置や捕獲機材の導入




刈り払い等による生息環境管理



捕獲活動経費の支援



処理加工施設等の整備




処理加工施設等における人材育成

【捕獲等の強化】

① ICT活用の定着に向けた取組の推進


データを活用した被害対策や、ICTを活用できる人材の育成等を支援



被害等の可視化、対策への活用

② 鳥類に対する総合的な対策の実施

地域ぐるみで行う計画的な鳥類の追払い等を支援



鳥類の食害を受けたキャベツ

① 広域搬入体制の全国展開【令和4年度補正予算】



各地域の地形等に合わせた処理加工施設への広域搬入方法の実証、全国展開

② 豚熱発生県における支援

「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」に基づく検査体制の整備等を支援

③ ジビエを扱う飲食店等の拡大【令和4年度補正予算】

消費者へのPR、ジビエ料理に関する指導、処理加工施設と飲食店の商談会等を実施

10	農山漁村振興交付金のうち 情報通信環境整備対策	事業 URL	① : https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html	①	②	問合せ先 農林水産省 農村振興局整備部地域整備課 03-6744-2209
			② : https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/jouhoutsuushin/jouhou_tsuushin.html			

関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
情報通信環境の整備	都道府県、市町村等、 民間団体	ハード・ソフト	定額、1/2等	随時	4月、7月、10月、 1月を予定	9,070の内数

趣旨・目的 人口減少、高齢化が進行する農村地域において、農業水利施設等の農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るとともに、地域活性化を促進するため、情報通信環境の整備を支援する。

＜事業の内容＞

1. 計画策定事業

- ① 情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。
- ② 事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動を支援します。

2. 施設整備事業

- ① 農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援します。
- ② ①の情報通信施設を地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備を支援します。

＜事業イメージ＞

スマート農業



自動走行農機



ドローン



鳥獣害センサー



ハウスの環境管理

農業農村インフラの管理の省力化・高度化



カメラ監視



自動給水柱



スマホ管理

+ 地域活性化

活性化施設の
公衆無線LAN





無線基地局は地域の実状を踏まえて適切な通信規格（LPWA、BWA、Wi-Fi、ローカル5G等）を決定

＜事業の流れ＞

定額、1/2等

```

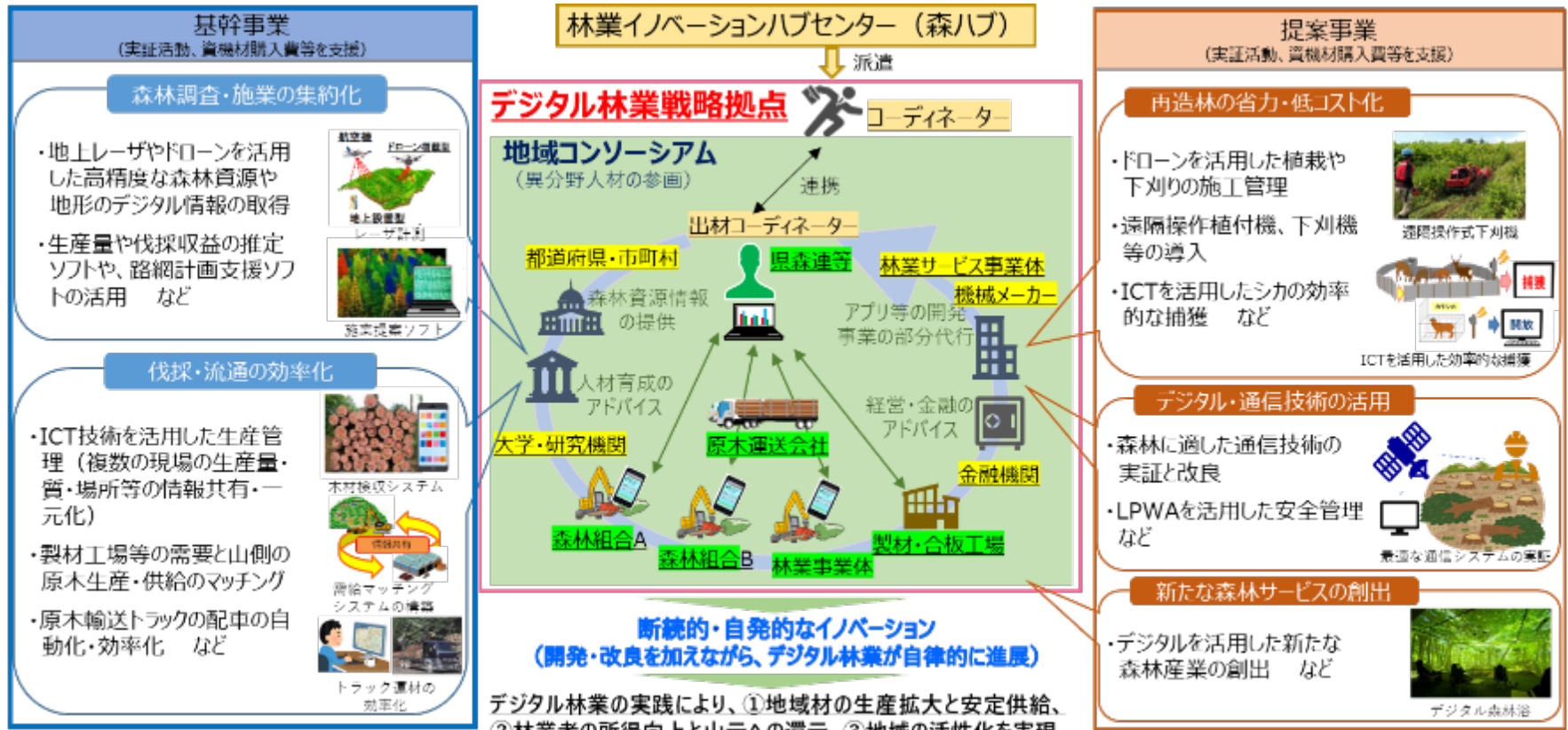
    graph LR
      A[国] --> B[都道府県 (1①、2の事業)]
      B --> C[市町村等 (1①、2の事業)]
      D[国] --> E[民間団体 (1②の事業)]
  
```


11	デジタル林業戦略拠点構築推進事業	事業URL https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaihatu/digital/digital.html		問合せ先 農林水産省 林野庁森林整備部研究指導課 03-3501-5025
----	------------------	--	--	---

関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
スマート農林水産業	地域コンソーシアム	ソフト	定額、1/2	1月下旬～3月上旬頃		120

趣旨・目的
 これまで一部の者や分断的な利用に留まっているデジタル技術を、地域全体で森林資源調査、原木の生産・流通、再造林など林業活動にフル活用する「デジタル林業」の実践・定着を進めることが重要。
 そのため、異分野を含む多数のプレイヤーが地域コンソーシアムを形成し、地域一体となりデジタル林業を実践する「デジタル林業戦略拠点」の構築を支援する。

事業内容
 地域コンソーシアムによる林業のデジタル化の実証活動（以下①～③の取組）を支援する。
 ①検討会開催 ②森ハブから派遣されるコーディネータの活用 ③実証活動（資源管理、生産管理、造林、通信、森林サービス）



＜事業の流れ＞


12	デジタル水産業戦略拠点整備推進事業	事業URL	—	問合せ先	農林水産省 水産庁漁政部企画課 03-3592-0731		
関連する取組		事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
スマート農林水産業		民間団体等	ソフト	定額	5月～6月頃		2,402の内数
趣旨・目的	これまで資源管理、生産、加工・流通・消費の個々に実施されてきたデジタル化の取組を面的に地域一体で取り組むデジタル水産業戦略拠点を創出するための計画策定やデジタル推進員への研修会の開催等を支援。						

< 事業の内容 >

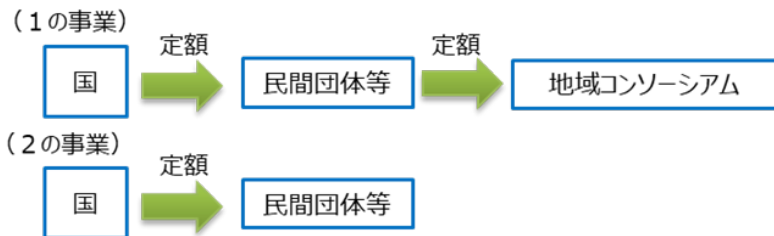
1. デジタル水産業戦略拠点の計画策定等支援

- これまで資源管理、生産、加工・流通・消費の個々に実施されてきたデジタル化の取組を面的に地域一体で取り組むデジタル水産業戦略拠点を創出するための計画策定に必要な地域コンソーシアムの開催や専門家の派遣等を支援します。

2. 人材確保・育成支援

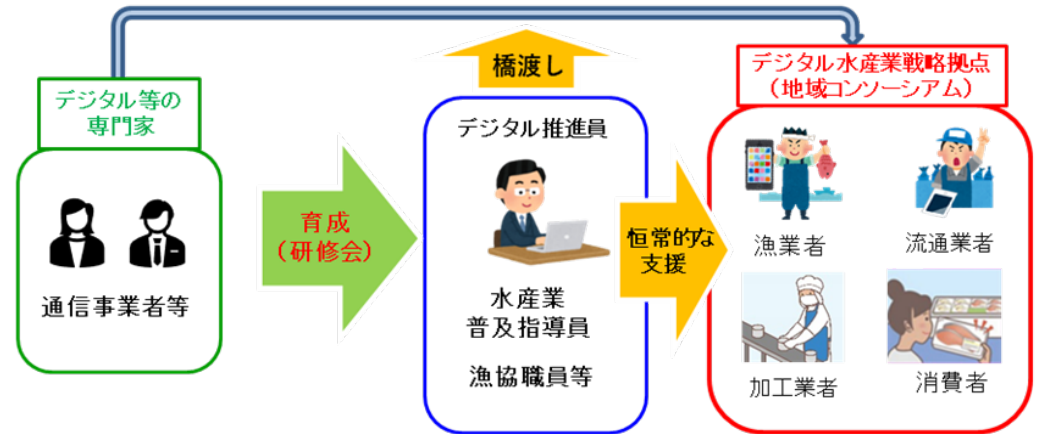
- 地域のデジタル化を円滑かつ効果的に進めるため、デジタル推進員(都道府県水産業普及指導員、漁協職員等)にデジタル化に関する知識を習得してもらうための研修会の開催を支援します。

< 事業の流れ >




< 事業イメージ >

専門家派遣、計画策定支援



デジタル水産業戦略拠点のイメージ図



13	日本版MaaS推進・支援事業	事業URL https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000193.html		問合せ先	国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課 03-5253-8980		
関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)	
地域交通	都道府県もしくは市町村（以下「地方公共団体」）、地方公共団体と連携した民間事業者又はこれらを構成員とする協議会	ハード・ソフト	1/2以内 1/3以内	4月頃		55	
趣旨・目的	新たなモビリティサービスであるMaaS（Mobility as a Service）の全国への普及を推進し、地域や観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化等を図る。						
事業内容	地域におけるMaaSの実装や、MaaS実装に不可欠な交通事業者のデジタル化等の促進に関する取組を支援。						

MaaSの実装・連携

● エリアや事業を超えたシームレスな移動を実現するMaaSの実装

- 広域での連携を目指す取組や、マイナンバーカードの活用等幅広い事業者の連携を可能とする取組を重点的に支援。
- エリアや分野を跨いだ連携基盤の構築を目指し、必要な前提条件や要件・機能等を整理。

● 新モビリティサービス事業計画の策定、評価に取り組む事業者への支援

九州における広域MaaS（同一PF/アプリ基盤の導入）



＜取組事例＞

左：九州全域において、同一PF・アプリ基盤を導入することで、シームレスなMaaSサービスを広域で提供。

右：前橋市において、マイナンバーカードと交通系ICカード連携による市民認証機能を実装し、公共交通の市民割引等を提供。

MaaS実装に不可欠な交通事業者のデジタル化等の促進

● 交通情報データ化、混雑情報提供システム導入支援

- 地域内・広域でのデータ連携を実現するため、デジタル化が進んでいない中小事業者等の底上げ
- DXによる経営やサービスの効率化、高度化

● ICカードやQRやタッチ決済、顔認証等の新たな決済手段の導入支援

- 決済データ蓄積によりサービスの高度化を可能にするとともに、キャッシュレスによるシームレスな移動の実現

● AIオンデマンド交通の導入支援

● シェアサイクルや電動キックボード、グリーンスローモビリティ等の新しいモビリティの導入支援




14	空き家対策総合支援事業	事業URL	-	問合せ先	国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 03-5253-8508		
関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)	
景観・居住環境の整備改善	市町村・所有者・NPO・民間事業者等	ハード・ソフト	1/2、2/5、 1/3、定額			5,400	
趣旨・目的	空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組や、NPOや民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等を行う場合に支援する。						
事業内容	次の事業を支援 <ul style="list-style-type: none"> 空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組 NPOや民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等 						

事業内容	
<空き家対策基本事業>	
○ 空き家の活用(設計費等を含む)	拡充
【補助率:市町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市町村1/3】	
○ 空き家の活用か除却かを判断するためのフィジビリティスタディ	創設
【補助率:市町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市町村1/3】	
○ 空き家の除却※1(設計費等を含む)	拡充
【補助率:市町村が実施 国2/5※2、空き家所有者等が実施 国2/5・市町村2/5】	
① 特定空家等の除却(行政代執行・略式代執行に係る除却費用のうち回収不能なものを含む)	
② 不良住宅※3の除却	
③ 上記以外の空き家の除却※4	
※1 ㎡当たりの除却単価の算出が困難な空き家に付属する煙突や門扉等の除却、吹き付けアスベスト等の除去に係るかかり増し費用を補助対象に追加	拡充
※2 市町村が行政代執行等によりやむを得ず行う特定空家等の除却の補助率を国1/2に引き上げ	拡充
※3 市町村が所有する不良住宅の除却は補助対象外	見直し
※4 市町村が所有する建物の除却のみの交付申請を行う場合は補助対象外	見直し
○ 空き家を除却した後の土地の整備【補助率:市町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市町村1/3】	
○ 空家等対策計画の策定等に必要空き家の実態把握【補助率:市町村が実施 国1/2】	
○ 空き家の所有者の特定【補助率:市町村が実施 国1/2】	
<空き家対策附帯事業> 【補助率:市町村が実施 国1/2】	
○ 空家法に基づく代執行等の措置の円滑化のための法的な手続等を行う事業※5	
※5 改正民法による所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度を活用する際に必要となる予納金等の法的な手続費用を補助対象に追加	拡充
<空き家対策関連事業> 【補助率:各事業による】	
○ 基本事業とあわせて実施する以下の事業 ・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業※6 等	
※6 地域の拠点等かつ空き家が集中しているエリアにおいて、市町村が空き家の活用に向けて行う現況調査については、補助対象限度額を引き上げ(1,074千円/ha→1,528千円/ha)	拡充
<空き家対策促進事業> 【補助率:市町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市町村1/3】	
○ 空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業	

<空き家対策モデル事業> (NPOや民間事業者等が実施するもの)		
① 調査検討等支援事業		拡充
以下の1から3のいずれかのテーマに該当する創意工夫をこらしたモデル性の高い取組に係る調査検討※やその普及・広報等※への支援【補助率:定額(国)】		
1. 空き家に関する相談 発生抑制に資する官民 連携体制の構築等	2. 空き家の活用等に 資するスタートアップ など新たなビジネス モデルの構築等	3. ポスト・コロナ時代を 見据えて顕在化した 新たなニーズに対応 した空き家の活用等
※ 将来的に空き家の改修工事・除却工事等を行う前提の取組又は市町村が作成する空家等対策計画に沿って行われる取組であること		
② 改修工事等支援事業		創設
創意工夫をこらしたモデル性の高い※空き家の改修工事・除却工事等への支援【補助率:活用 国1/3、除却 国2/5、除却とあわせて行う土地の整備 国1/3】		
※ 上記①の調査検討等支援事業に加えて本事業を実施する場合は、この限りではない。		

補助事業者・補助率		
基本事業	空き家所有者等が実施※	市町村が実施
活用・土地整備	国1/3、市町村1/3、所有者等1/3	国1/2、市町村1/2
除却(代執行等)	-	国1/2、市町村1/2
除却(上記以外)	国2/5、市町村2/5、所有者等1/5	国2/5、市町村3/5
※市町村による補助制度の整備が必要		
モデル事業	NPO・民間事業者等が実施	
調査検討等	定額(国)	
活用・土地整備	国1/3、NPO・民間事業者等2/3	
除却	国2/5、NPO・民間事業者等3/5	

15	スマートアイランド推進実証調査事業	事業URL https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/smartisland.html		問合せ先 国土交通省 国土政策局離島振興課 03-5253-8421		
関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
地域振興立法等指定地域の振興	民間企業・団体等及び地方公共団体を構成員に含むコンソーシアム	ハード・ソフト	1件当たり 1,500万円程度	4月～5月	6月～3月	160
趣旨・目的	各離島地域が抱える課題解決のためICTなどの新たな技術・知見を活用し、現地に実装するために必要な検証すべき事項について、実証的な調査を行う。					
事業内容	ICTなどの技術を活用し、離島地域の課題解決に向け現地で実証すべき事項に対し調査を実施。					

企画提案を公募して実施する調査内容

- 各離島地域が抱える課題解決のためICTなどの新たな技術・知見を活用し、現地に実装するために必要な検証すべき事項について、実証的な調査を行う。
- **調査対象**となるフィールドは離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく**離島振興対策実施地域**とし、調査にあたっては、当該離島が目指す離島振興のビジョン及び現状の課題を踏まえた対策として実施するものとする。
- 調査対象となる分野は、交通・物流、産業振興、医療、教育、観光、エネルギー、防災等の離島振興基本方針に掲げるものとする。

実証調査の例 (調査のイメージ)

※あくまで例であり、これ以外の分野、内容でも構いません

島の課題

常勤医師の不足、各部門の専門医が不在



遠隔診療



AI診断システム



実証内容

遠隔診療により患者側の負担を軽減しつつ、AI診断システムを組み合わせる等により医師側の負担も軽減

島の課題

物流体制が定期航路の運航に左右される



無人運行船



無人帆走ドローン



無人小型飛行機

実証内容

従来のドローンより大きな物資を運ぶことが可能な無人運行船や無人小型飛行機等を運航

島の課題

島の魅力や特産品をPRする場が少ない



メタパスの活用
左上: 島内周遊 右上: 産直市場
下: 移住相談

実証内容

メタパス上で対話しながら、島内観光や特産品の販売、移住相談等を実施

島の課題

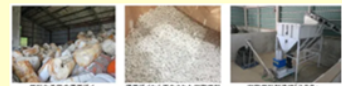
島外に依存した高コストなエネルギー供給体制



波力発電




小水力発電



漂着プラスチックゴミの燃料化

実証内容

16	ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン	事業URL https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000675.html		問合せ先	国土交通省 総合政策局 物流政策課 03-5253-8799		
関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)	
物流・配送	ドローン物流事業を計画する者 (民間事業者、地方公共団体等)	ソフト				0	
趣旨・目的	ドローン物流に関する課題を抽出・分析し、その解決策や持続可能な事業形態を整理し、ドローン物流の社会実装を推進する。						
事業内容	ドローン物流サービスにこれから着手する主体を対象に、導入方法や配送手段等に関する具体的な手続き及び参考となり得る取組等の事例集を取りまとめた「ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドラインVer.4.0」により、ドローン物流の社会実装に向けた取組の普及を促進。						

第 1 部 社会実装編

第 1 章 利用者視点を踏まえた 事業コンセプトの構築

- 1.1 ドローンを活用した荷物等配送サービス提供の流れ
- 1.2 地域が抱える課題の整理
- 1.3 課題解決方策としてのドローンの有効性の確認
- 1.4 活用方策の具体化

第 2 章 検討・実施体制の整備

- 2.1 サービス利用者の明確化
- 2.2 サービス提供体制の構築
- 2.3 地元地方公共団体、住民の理解と協力の確保
- 2.4 プロジェクトマネージャーの選定
～多くの関係者の利害等を取りまとめ、事業を円滑に推進プロジェクトマネージャーを中心とする体制の重要性～

第 3 章 サービス内容、採算性確保

- 3.1 ユースケースに応じた機材の選定
- 3.2 離着陸場所、飛行ルート及び運航頻度
- 3.3 利用者インターフェイス ～利用者が利用しやすい注文、受付方法の検討～
- 3.4 荷物等の管理・配送 ～荷物等の積載方法、適切な温度管理、荷物の受取方法～
- 3.5 保険への加入
- 3.6 収支改善方策の検討 ～費用の低減(省人化)、収入増加(稼働率の向上、帰り荷の確保)、支援措置～

第 4 章 安全の確保

- 4.1 飛行マニュアルの整備
- 4.2 離着陸場所、飛行ルート
- 4.3 運航管理手法 ～他の有人機・無人機や気象等のモニタリング、飛行前における運航判断～
- 4.4 飛行方法別の安全対策 ～夜間飛行、目視外飛行、物件投下～
- 4.5 飛行後の注意
- 4.6 事故時の対処方針

第 5 章 PDCAサイクルの活用等による事業継続性の確保

第 2 部 法令編 (航空法に基づく安全の確保 その他関係法令 等)

事例集 (日用品・食品、医薬品、農水産品等)

ドローンによる医薬品配送に関するガイドライン

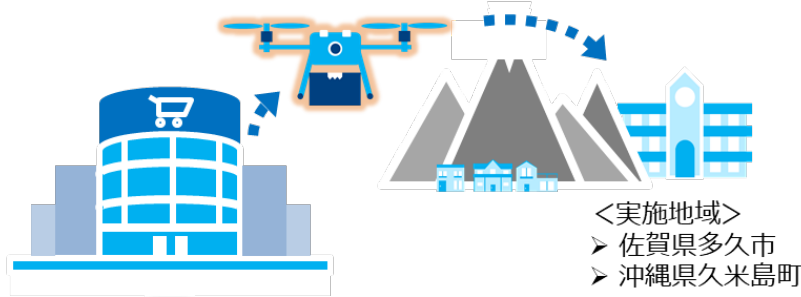


17	無人航空機等を活用したラストワンマイル配送実証事業	事業 URL https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu0_hh_000685.html		問合せ先 国土交通省総合政策局物流政策課 03-5253-8799		
関連する取組	事業実施主体(対象者)	支援対象・内容(ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	令和4年度補正予算(百万円)
ドローンを活用した荷物等配送に関するガイドライン	事業者	ソフト	上限 1,000万円	令和5年2月21日～令和5年4月28日		2億円の内数

- 2022年12月に無人航空機のレベル4飛行（有人地帯における補助者なしでの目視外飛行）が解禁された。
- ドローン物流の実用化やラストワンマイル配送のためのモビリティ同士の連携を後押しし、生活利便性の抜本的改善及び物流網の維持を図るため、**過疎地域等においてレベル4飛行に対応したドローン物流に関する実証事業等を実施**し、得られた成果を横展開することで、ドローン物流の社会実装を促進する。

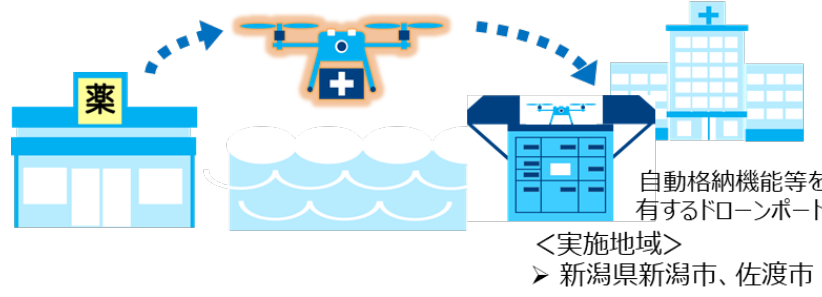
レベル4飛行

レベル4飛行によるドローン配送の実用化に関する検証



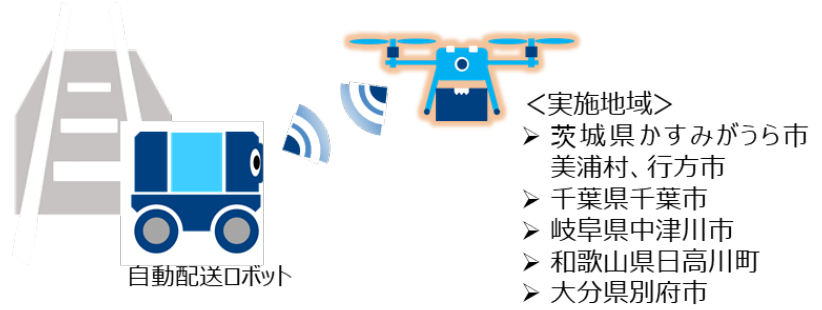
ドローンポートとの連携

ドローンとドローンポートの連携によるラストワンマイル配送効率化に向けた検証



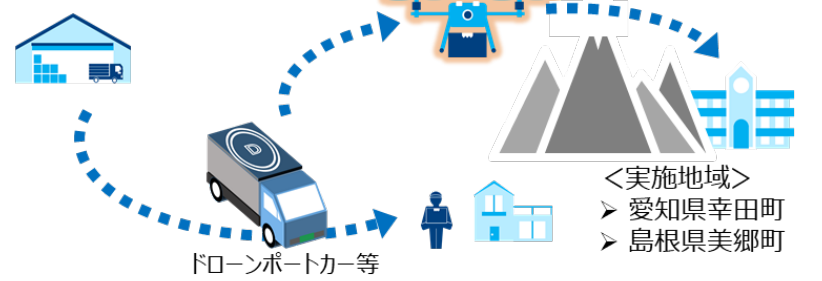
自動配送ロボットとの連携

ドローンと自動配送ロボットとの連携に関するラストワンマイル効率化に関する検証



新たなモビリティとの連携

ドローンと、自動運転巡回バス又はドローンポートカーの連携による、ラストワンマイル配送効率化に関する検証



18	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (自動運転実証調査事業)		事業URL	(公募URL) https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000452.html	問合せ先 国土交通省自動車局 技術・環境政策課 03-5253-8111
	関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	
	地域交通、DX・GX	地方公共団体	ハード・ソフト	定額	令和5年5月26日～令和5年7月25日
					事業要望 調査時期
					令和5年度 当初予算(百万円)
					207億円の内数

- 地方公共団体が地域づくりの一環として行うバスサービスの自動運転（レベル4）について、持続可能性（経営面、技術面、社会的受容性等）を検証するため、長期にわたり実証事業の実施が見込まれる事業を支援

<対象事業者>

地方公共団体（市町村）及び道路運送事業者等

- ※ 将来的に「レベル4」の自動運転関連技術を有することが見込まれる者であること。



○実証のポイント

- ・ 自動運転による地域のモビリティ確保や財政的な持続可能性の検証（サービス形態・運賃、事業実施に必要な体制・要員、資金調達）
- ・ 自動運転技術の経営面、技術面の妥当性及び社会的受容性 等



自動運転・隊列走行BRT イメージ
(ソフトバンクHPより)

<対象事業のイメージ>

- ・ 鉄道の廃線跡における自動走行BRT
- ・ 定時定路線型の自動運転移動サービス
- ・ 域内の特定のポイント間で運行するデマンド型の自動運転移動サービス

<補助対象経費>

- ・ 車両改造・自動運転システム構築費
- ・ 協議会・説明会開催経費
- ・ 実証運行の経費 等

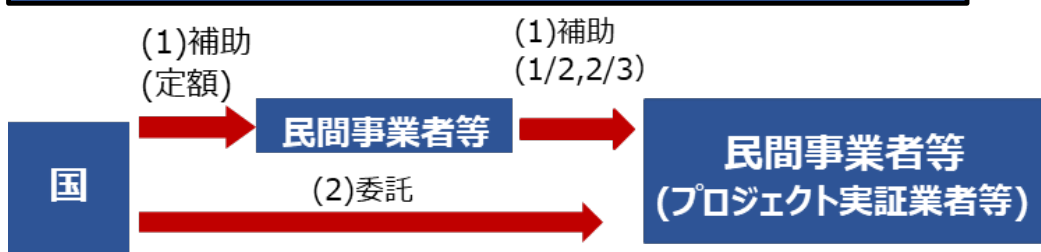
19	地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業	事業URL	① : https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2023/pr/ip/chuki_21.pdf	問合せ先	中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課 03-3501-1767 経済産業省 地域経済産業グループ 地域経済活性化戦略室 03-3501-1697
			② : https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/jinjibu/index.html		

関連する取組	事業実施主体(対象者)	支援対象・内容(ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	令和5年度当初予算(百万円)
企業との連携による持続可能な地域・社会課題の解決	民間事業者等	ソフト	(1)2/3以内(対象：中小企業等) 1/2以内(対象：民間事業者等) (2)委託	4月～5月頃		770

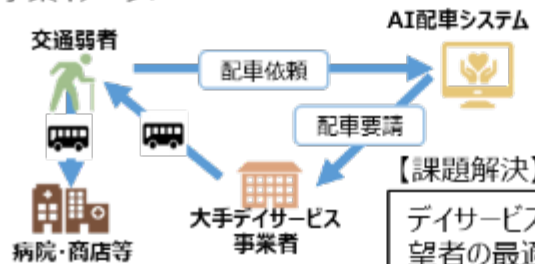
趣旨・目的
 地域・社会課題が多様化・複雑化する中、地方公共団体による課題対応が困難になっており、地域で持続的に課題解決を行うためには、ビジネスモデルの創出が必要。このため、地域内外の中小企業等が、地方公共団体等の地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題解決と収益性との両立を目指す取組（地域と企業の持続的共生）や地域の企業群に対して、人材の獲得・育成・定着を行う取組等を支援する。加えて、地域で持続的に課題解決を行うためには、地方公共団体からの地域課題の提示や地域内外の関係主体の連携体制の構築が重要。このため地方公共団体の課題のオープン化や企業とのマッチング等を行う。

事業内容
 (1) 広域的課題解決実証プロジェクト、地域戦略人材確保等実証事業
 ベンチャー・中小企業等が、自らもしくは複数社で連携し、複数地域（5地域以上）で抽出して束ねられた課題解決・付加価値向上に資する取組に必要な経費の一部を支援する。【補助率：2/3以内、補助対象者：中小企業等】
 また、民間事業者等が複数の地域企業を束ね、地方自治体、金融機関等の地域の関係機関と連携しつつ、地域の企業群を一体として、将来の経営戦略実現を担う人材等の確保・域内でのキャリアステップの構築等の総合的な取組を行うことを支援する。【補助率：1/2以内、2/3以内、補助対象者：民間事業者等】
 (2) 地域・社会課題の発掘
 地方公共団体が解決を目指す地域・社会課題のオープン化を促すための地方公共団体向けのセミナーを実施するとともに、一緒に解決を目指す創業者やベンチャー企業等とのマッチング機会等を作る。これらを通じて、地域・社会課題の発掘と横展開可能な模範となるビジネスプランを創出し、(1)の取組等に繋げていく。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



<事業イメージ>



【地域課題】

地域の交通公共機関の衰退による交通弱者支援

【課題解決】

デイサービス送迎車の空席と、移動希望者の最適マッチング機能を備えたAI配車システムの活用により、地域の交通弱者の移動を支援する。

22	指定管理鳥獣捕獲等事業費	事業URL https://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index.html		問合せ先 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 03-5521-8285		
関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
鳥獣被害対策・ジビエ利用	都道府県・協議会	ソフト	交付金(補助率1/2、2/3、定額)		1月～2月頃	200

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

令和5年度末までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止を目的とした野生イノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

2. 事業内容

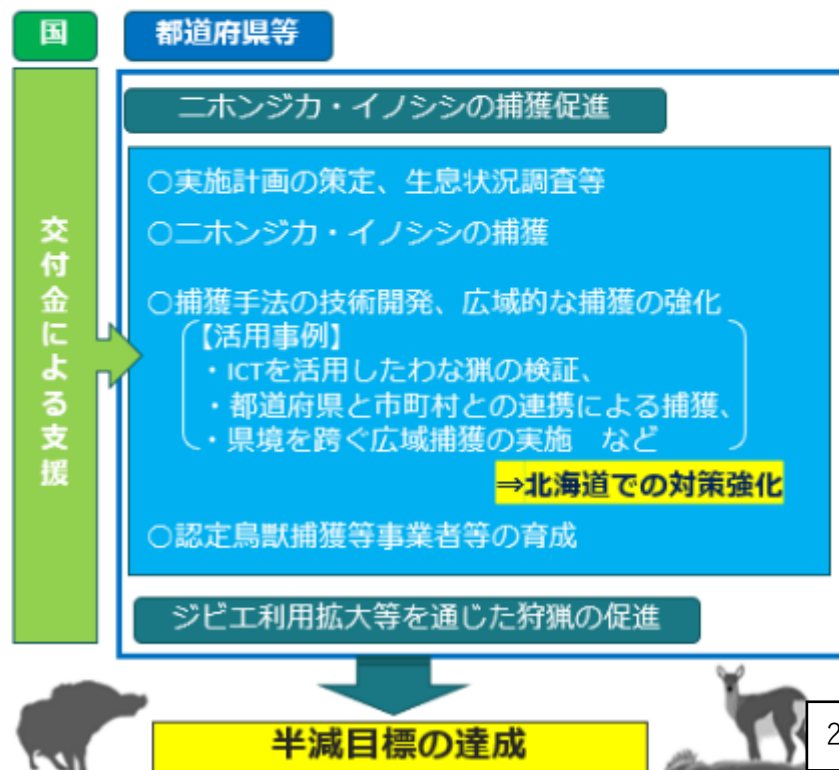
ニホンジカ及びイノシシの半減目標（平成23年度比）の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止に向けてなお一層の捕獲を行う必要があることから、都道府県等が行う以下の取組の一部又は全部について、交付金により支援する。

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定、生息状況調査等
- ②指定管理鳥獣の捕獲等（ニホンジカ・イノシシ）
- ③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲・広域連携による捕獲）
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援及び捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/2、2/3、定額）
- 交付対象 都道府県、協議会
- 実施期間 平成26年度～令和5年度（予定）

4. 事業イメージ



23	国民のデジタルリテラシー向上事業	事業 URL	https://www.mext.go.jp/a_menu/01_d/12940001.htm	問合せ先	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 03-5253-4111	
関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	令和4年度補正予算(百万円)
地域住民の交流の場・学習機会の提供	地方公共団体	ソフト	委託費補助金(定額)	令和5年1月、3月、5月		1300 (百万円)

背景・課題

- デジタル田園都市国家構想基本方針を踏まえ、年齢、障害の有無、所得、地域、国籍等にかかわらず、誰もが、いつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できることが重要。このため、国民がデジタル技術の必要性を理解し、その活用により生活の利便性を向上させていくことが必要。
- このため、いつでも誰でも希望する国民が気軽に受講できる基礎的・実践的なデジタルリテラシー講座を公民館等の場を活用し、関係省庁の連携・協力により全国に展開する。


事業内容

- 公民館等の社会教育施設や学校等の場を活用したデジタル講座を実施する。



講座内容 (例)

- ◆ パソコンの基本操作
 - ・電源の入れ方
 - ・文字の入力、マウス操作
 - ・インターネット接続
 - ・メール送信 等
 - ◆ オンラインサービスの仕組み
 - ・各種行政サービス
 - ・ネットショッピング
 - ・災害時など緊急時対応 等
- ※ 高齢者でも活用が進むよう、具体的な場面を想定した講座を実施。

24	中山間地域等直接支払交付金	事業 URL https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/		問合せ先	農林水産省 農村振興局 農村政策部 地域振興課 中山間地域・日本型直接支払室 03-3501-8359	
関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
農用地等の保全・管理	農業者の組織する団体等	ソフト	定額	～6月		26,100

趣旨・目的 農業の生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動の継続を支援することにより、多面的機能の発揮を図る。

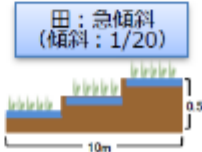
< 事業の内容 >

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800 (25,800) 百万円

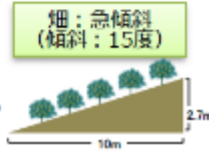
農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500



田：急傾斜 (傾斜：1/20)
21,000円/10a

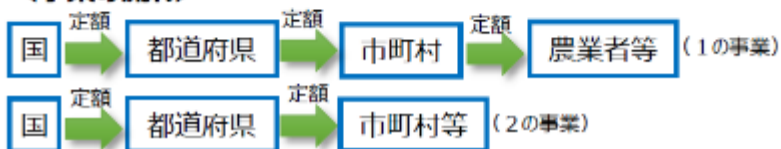


畑：急傾斜 (傾斜：15度)
11,500円/10a

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割(基礎単価)、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付(体制整備単価)

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300 (300) 百万円
制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >

【対象地域】中山間地域等 (地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等


【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動 (耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組 (集落戦略の作成)

【加算措置】

加算項目 (取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等 (田1/20以上、畑15度以上) の保全と地域の振興を支援 (超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上) (超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上) の保全や有効活用を支援	
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】	3,000円 (地目にかかわらず)
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

25	多面的機能支払交付金	事業 URL https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html		問合せ先 農林水産省 農村振興局整備部農地資源課 03-6744-2447
----	------------	---	--	--

関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
農用地等の保全・管理	農業者等の組織する団体	ソフト	定額	～6月	1月～2月	48,652

趣旨・目的 農業の多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農用地、水路、農道等（地域資源）を適切に保全管理するために農業者等が地域共同で行う活動を支援。

< 事業の内容 > **< 事業イメージ >**

- 1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円**
- 農地維持支払**
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
 - 資源向上支払**
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

農地維持支払

- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持 等
- 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定 等

資源向上支払

- 水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等
- 老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修 等








実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】 (円/10a)

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田 400 畑 240 草地 40	320 80 20
農村協働力の深化	上記の支援を受けた上で、構成員のうち非農業者等が4割以上を占め、かつ実践活動に構成員の8割（役員に女性が2名以上参画している場合は6割）以上が毎年度参加する場合	田 400	320
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取組む場合	田 400	320

項目	都府県	北海道	交付金（定額）
広域化への支援	3集落以上または50ha以上	3集落以上または1,500ha以上	4万円/年・組織
	200ha以上	3,000ha以上	8万円/年・組織
	1,000ha以上	15,000ha以上	16万円/年・組織

交付単価 (円/10a)


	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同) ※1	③資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

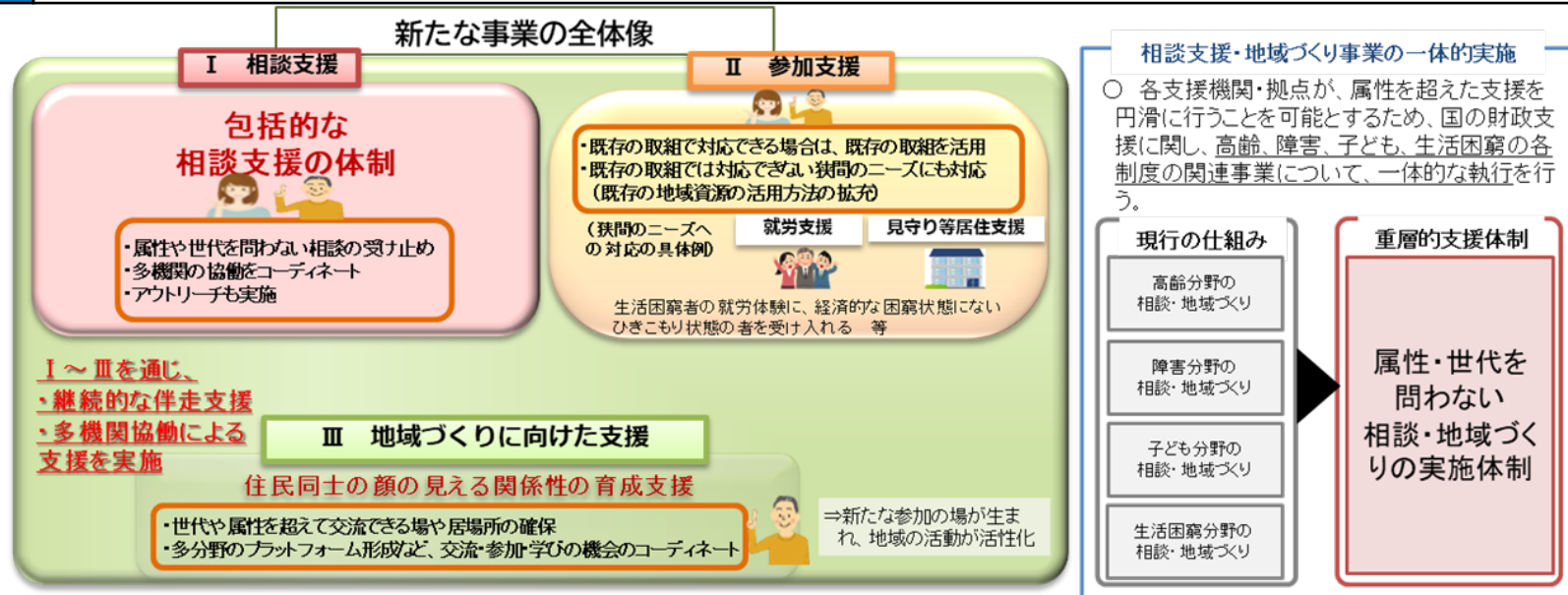
[5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用]


※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,602 (1,652) 百万円
交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。



26	重層的支援体制整備事業	事業URL https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/jigyou/		問合せ先	厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課地域共生社会推進室 (代表)03-5253-1111(内線)2289	
関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
地域住民の包括的な支援体制の整備	市町村	ソフト	下記の事業うち、 ・①⑦ 38.5/100 ・②⑧50/100以内 ・③2/3 ・④⑤3/4 ・⑥25/100 ・⑨1/3 ・⑩⑪⑫⑬ 1/2			32,238
趣旨・目的	市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築し、属性別の支援体制では困難な複合課題や狭間のニーズに対応するとともに、地域づくりに向けた支援を行い、地域において誰もが多様な経路でつながり、参加することのできる環境を広げることで重層的なセーフティネットを築き、地域福祉の増進に努める。					
事業内容	市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性（高齢、障害、子ども、生活困窮）を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施。 ①地域包括支援センターの運営 ②基幹相談支援センター等機能強化事業等 ③利用者支援事業 ④自立相談支援事業 ⑤福祉事務所未設置町村による相談事業 ⑥地域介護予防活動支援事業 ⑦生活支援体制整備事業 ⑧地域活動支援センター機能強化事業 ⑨地域子育て支援拠点事業 ⑩生活困窮者支援等のための地域づくり事業 ⑪多機関協働事業 ⑫アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ⑬参加支援事業					



27	市町村管理構想・地域管理構想策定推進対策	事業URL	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk3_000130.html		問合せ先	国土交通省 国土政策局 総合計画課 国土管理企画室 03-5253-8359

関連する取組	事業実施主体(対象者)	支援対象・内容(ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	令和5年度当初予算(百万円)
市町村管理構想、地域管理構想の検討・策定	市町村・地域	ソフト	請負事業	5月～6月		36 ※令和4年度補正含む

趣旨・目的 人口減少下における適切な国土管理を推進するため、令和3年6月に策定した「国土の管理構想」に基づき、市町村や地域において土地の管理の在り方を示す「市町村管理構想」「地域管理構想」の策定を推進する。

事業内容 市町村や地域において、土地の管理や資源の現状把握・将来予測を行い、優先的に維持したい土地や管理方法の転換等を検討し、目指すべき将来像と土地の管理のあり方を示す市町村管理構想、地域管理構想のモデル形成を行うため、検討作業の支援を行う。あわせて、市町村や地域で管理構想づくりを進められる人材育成研修を実施する。

- 調査内容
- 市町村管理構想、地域管理構想のモデルとなる先進事例を創出するとともに、得られた知見を整理して人材育成を行う。
 - ①基礎情報※1を収集・分析・整理し、市町村職員や地域住民等によるワークショップ等を開催し、管理構想の検討を実施(2年程度での策定を想定)
 - ※1 人口・年齢、地域資源、農地・森林・宅地の分布・管理状況、災害リスク等
 - ②継続案件以外に、新規案件は以下に焦点をあてた管理構想の検討を行う自治体等を募集して実施
 - ✓災害リスクや人口減少を見据えた土地の利用・管理方法の転換
 - ✓立地適正化計画等※2や関連施策と連携した計画づくり ※2 日常生活を支える地域生活拠点の形成
 - ✓デジタル技術の活用
 - ③市町村や地域で管理構想づくりを進められる人材育成研修を実施

■地域管理構想の作業・成果イメージ

現況図及び将来予想図の作成



<耕作者の年齢>

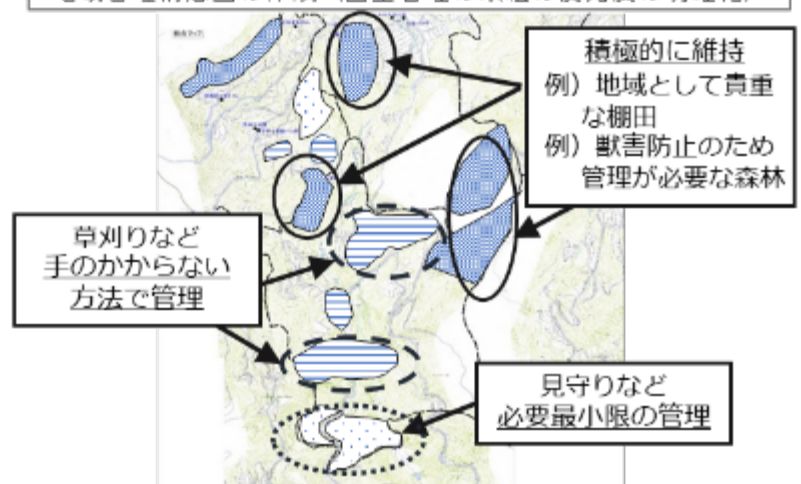
- 85歳未満
- 85歳未満(後継者あり)
- 85歳以上
- 85歳以上(後継者あり)




ワークショップの実施



地域管理構想図の作成(国土管理の取組の優先度の明確化)



28	物流総合効率化法を活用した共同輸配送等への支援事業	事業URL https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/bukkouhou.html		問合せ先	国土交通省 総合政策局 物流政策課 03-5253-8799		
関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)	
物流・配送	荷主企業及び貨物運送事業者等物流に係る関係者によって構成された協議会であって、予め大臣の認定を受けた者	ソフト	定額 1/2以内 2/3以内	5月～ 6月頃			30
趣旨・目的	物流分野の労働力不足に対応するとともに、温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進するため、物流総合効率化法の枠組みの下、荷主・物流事業者を中心とする多様・広範な関係者の連携のもとに推進する。また、省人化・自動化の取組を進めることで、物流DXを推進し、さらに物流効率化を加速させることとする。						
事業内容	物流分野の労働力不足への対応を強力に推進し、流通業務の省力化を図るため、総合効率化計画の策定のための調査事業及び認定を受けた総合効率化計画に基づく過疎地域向けの共同輸配送等を支援。						

支援対象となる取組み		計画策定経費補助	運行経費補助
大量輸送機関への転換	モーダルシフト	補助率: 定額 上限200万円 ※1	補助率: 1/2以内 上限500万円 ※2
トラック輸送の効率化	幹線輸送の集約化		補助率: 1/2以内 上限500万円 ※2 (過疎地域のみ)
	共同配送		
	貨客混載		
	その他のCO ₂ 排出量の削減に資する取組み	対象外	

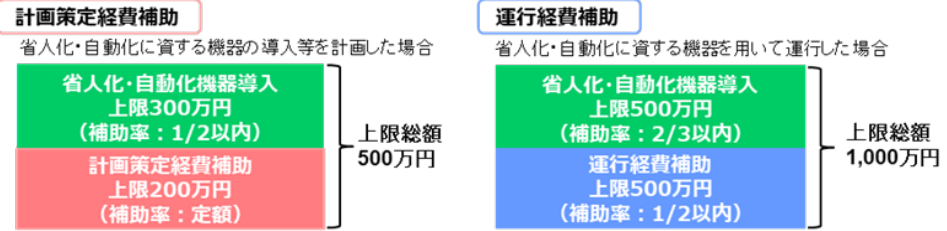
過疎地域のラストワンマイル配送の効率化の取組の促進

物流分野における担い手不足が深刻化する中、過疎地域における物流機能の維持はユニバーサルサービスの観点から非常に重要な課題である。このため、**過疎地域において実施される共同配送や貨客混載といった物流効率化の取組についても、運行経費補助の対象**とすることで、過疎地域における物流効率化の取組を促進する。

- ・路線バスや鉄道等を活用した貨客混載
- ・複数の宅配事業者の荷物を拠点で集約し、共同配送

省人化・自動化への転換・促進を支援

上記※1、※2の経費補助に該当する取組のうち、**省人化・自動化**に資する機器の導入等を計画したり、実際に当該機器を用いて運行する場合には、**補助額上限の引き上げ等**を行う。




省人化・自動化機器の導入例

- ・荷物の保管場所から荷さばき場までの無人搬送車での移動
- ・ピッキングロボットや無人フォークリフトを使用したパレット、コンテナ等への荷物の積み付け



～ 取組み実施に向けた主な流れ ～

- 協議会の立ち上げ
 - ・物流事業者、荷主等の関係者による物流効率化に向けた意思共有
- 協議会の開催
 - ・関係者の参集、輸送条件に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整、CO₂排出量削減効果の試算 等
- 総合効率化計画の策定
 - ・協議会の検討結果に基づく総合効率化計画の策定
- 計画の認定・実施準備
- 運行開始

29	地域公共交通確保維持改善事業	事業URL https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html		問合せ先	国土交通省 総合政策局地域交通課 03-5253-8396	
関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
地域交通	協議会・事業者等	ハード・ソフト	1/2以内・1/3以内 等			20,692
趣旨・目的	地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援する。					
事業内容	多様な関係者の連携により、地方バス路線、離島航路・航空路などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性の向上に資する設備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援する。					

地域公共交通確保維持事業 (地域の実情に応じた生活交通の確保維持)

○地域間幹線バス交通・地域内フィーダー交通の運行

- ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入等を支援
- ・過疎地域等のコミュニティバス・デマンドタクシー・自家用有償旅客運送等の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援
- ・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援



○離島航路・離島航空路の運航

- ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である、離島航路・離島航空路の運航等を支援

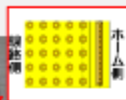


○エリア一括協定運行 **新設**

- ・交通事業者が一定のエリアを一括して運行(エリア一括協定運行)する場合における長期安定的な支援

地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の実現)


- バリアフリー化のためのノンステップバス・福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 経営基盤の脆弱な地域の鉄道の施設・車両の更新
- 障害者用ICカードの導入 等



地域公共交通調査等事業

(持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定)

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査
- ローカル鉄道に係る官民共創による公共交通再構築を促すため、協議会の開催、調査事業、実証事業等を支援(地域公共交通再構築調査事業) **新設**

30	半島振興広域連携促進事業	事業URL https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000135.html		問合せ先	国土交通省 国土政策局 地方振興課 半島振興室 03-5253-8425		
関連する取組		事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
地域振興立法等指定地域の振興		都道府県・市町村等	ソフト	1/2、1/3	1月～2月頃		60

目的

半島地域の自立的発展に向けた交流促進、産業振興、定住促進を図るため、半島地域の様々な主体の取組を道府県がパッケージ化して一体的・広域的に推進するソフト施策を支援する。

制度の概要

- **対象事業**: 地域の特性を活かした交流促進、産業振興又は定住促進事業であって、複数の取組主体により広域的に実施される事業
 - ・**交流促進事業**: 地域情報発信(パンフレット作成、PR活動等)(簡易な施設整備を含む)
人材育成(人材育成のための研修等)
調査検討(先進事例、交流拡大のための手法検討の調査等)
交流活動(体験学習事業、シンポジウム、スポーツイベント等)
 - ・**産業振興事業**: 特産品開発(特産品開発のための調査、研究開発等)
特産品販売促進(特産品のブランド化支援、テスト販売の実施等)
 - ・**定住促進事業**: 定住情報提供(移住希望者への相談窓口の設置、セミナー・フェアの開催、空家情報の提供等)
定住環境整備(移住・定住のための研修、防災講習等の実施、避難計画の策定等)(簡易な施設整備を含む)
- **補助対象**: 道府県、市町村、民間団体
- **補助率**: 道府県、市町村…予算の範囲内で事業費の1/2以内
民間団体…予算の範囲内で事業費の1/3以内 (ただし地方公共団体の負担額と同額まで)

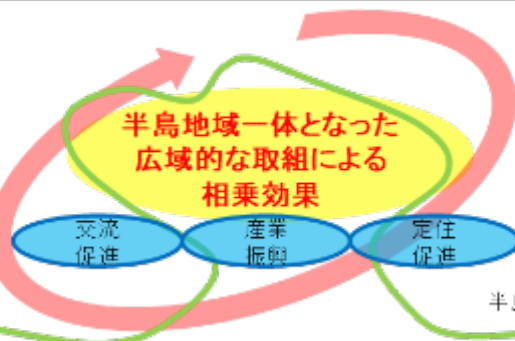
イメージ



半島振興に係る簡易な施設整備



多様な地域資源を活かした特産品開発



移住希望者へPR、フェア・相談会の実施



半島特有の地形(ジオパーク等)を活用した交流ツアー

申請までの流れ

道府県が事業実施主体として、半島地域における複数の取組主体が行う取組を「半島振興広域連携促進事業計画」にとりまとめ、国へ申請

31	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金	事業URL https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000150.html		問合せ先 国土交通省 国土政策局 地方振興課 03-5253-8799		
関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
豪雪地帯の除排雪体制整備	道府県・市町村	ソフト	定額、1/2	随時	11月頃	75
趣旨・目的	人口減少・高齢化が進み除排雪の担い手が不足する豪雪地帯において、除排雪体制の整備や安全な除排雪作業の普及啓発に取り組む自治体を支援し、安心・安全な地域づくりを推進する。					
事業内容	豪雪地帯において、除排雪時の死傷事故が多発していることを踏まえ、将来を見据えた戦略的な方針の策定と、持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む自治体を支援。					

【対象事業】

○ 地域安全克雪方針策定への支援 (地域安全克雪方針策定事業：補助率10/10)

※策定主体は市町村

自立的で安全な地域を実現するための将来構想を地域ぐるみで設定し、その達成のための地域のルールや各主体の取組を定める地域安全克雪方針の策定に対して重点的な支援を行う。

○ 方針策定に向けた試行的取組への支援 (安全克雪事業：補助率1/2)


方針策定に並行して行う試行的な取組に対して支援を行う。

<取組の例>

- ・ 多様な主体の参画による除排雪の体制づくり
(要援護世帯への屋根雪下ろし支援や
除排雪のための装備・資機材の購入を含む)
- ・ 安全講習会の開催等、除排雪の担い手の育成
- ・ 克雪住宅化やアンカー設置に関する普及活動
- ・ 除排雪に関する自動化、省力化等に資する技術の導入 等



雪下ろし実技講習

32	農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金	事業 URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html		問合せ先	農林水産省農村振興局農村政策部 地域振興課 03-6744-2498
----	----------------------------	-----------	---	--	------	---------------------------------------

関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
新事業の立ち上げ・新商品開発・ 新たな市場の開拓・需要の創出	市町村、地域協議会、民間団体等	ソフト	定額	1月～3月	12月頃	780

趣旨・目的 山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

< 事業の内容 >

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間】 上限3年間

【交付率】 定額（上限1,000万円/地区）

2. 商談会開催等事業

① 商談会開催支援

バイヤーとの商談会やWEBサイト上のマッチング商談会の開催など、山村の地域資源を活用した商品の販路開拓に向けた取組を支援します。

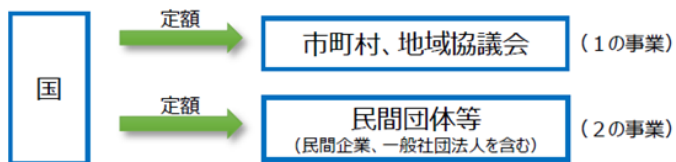
② 山村振興セミナー支援

地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施を支援します。

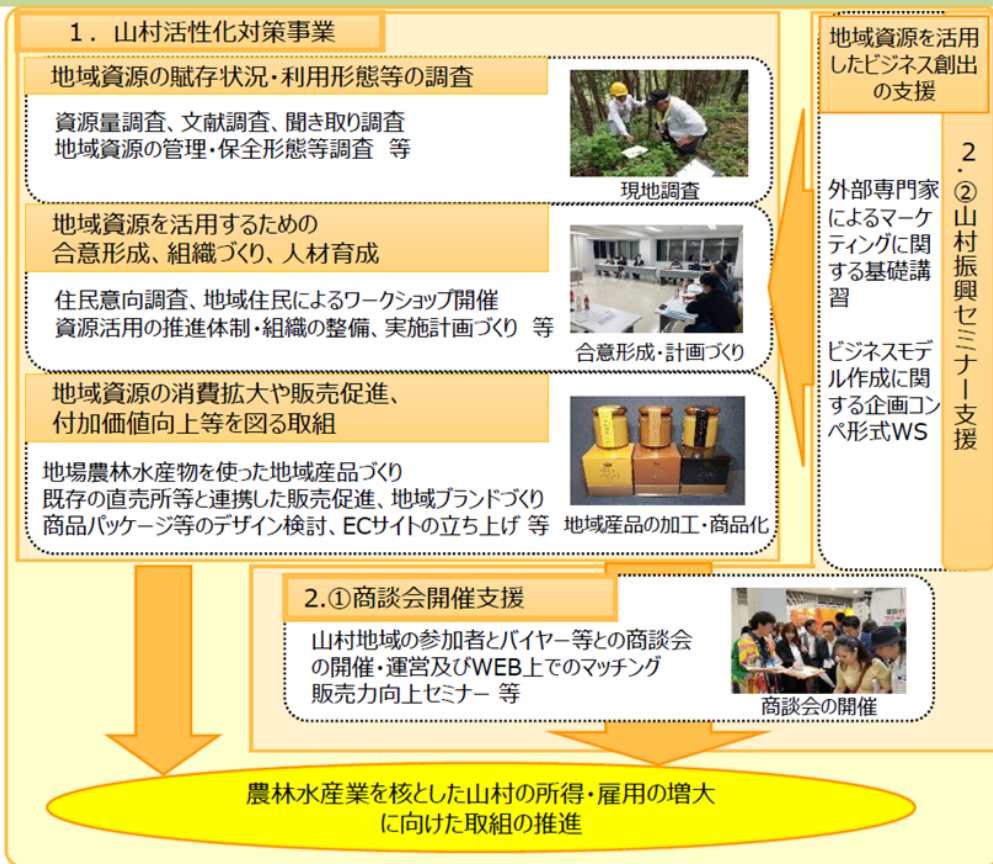
【事業期間】 1年間


【交付率】 定額

< 事業の流れ >



< 事業イメージ >



33	農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策	事業 URL	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html		問合せ先	農林水産省 農村振興局農村政策部地域振興課 03-6744-2665	
						関連する取組	事業実施主体 (対象者)
	農用地等の保全・管理	都道府県、市町村、 地域協議会等	ハード・ソフト	定額、5.5/10等	3～4月頃	7、12月頃 (随時)	9,070の内数
趣旨・目的		中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援する。					

< 事業の内容 >

1. 最適土地利用総合対策

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想を概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間】 最大5年間

【交付率(上限)】 定額 (1,000万円/年、粗放的利用支援 1万円/10a、^(※) 農用地保全等推進員 250万円/年)、5.5/10等

※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間】 1年間

【交付率】 定額

※下線部は拡充内容

< 事業イメージ >

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみでの話し合い】



【土地利用構想の概定】



【農用地保全の実証的な取組】

Step 2 土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



【土地利用構想図の策定】



【粗放的利用のための条件整備】



【農用地保全に資する基盤整備】



【農業用ハウスの整備】



【鳥獣緩衝帯】



【蜜源作物の作付け】

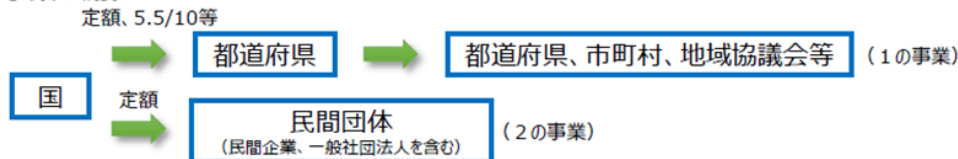


【計画的な植林】




【省力化機械の導入】

< 事業の流れ >



中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

34	有機農業産地づくり推進事業	事業URL https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/organic_village.html		問合せ先 農林水産省 農産局 農業環境対策課 03-6744-2114		
関連する取組	事業実施主体(対象者)	支援対象・内容(ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	令和5年度当初予算(百万円)
有機農業	市町村等	ソフト	定額、1/2	2月～3月	2月～3月	700の内数
趣旨・目的	地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで推進する取組の試行や体制づくりについて、物流の効率化や販路拡大等の取組と一体的に支援するとともに、都道府県の推進体制づくりを支援し、有機農業推進のモデル地区を創出。					

<事業の内容>

1.有機農業実施計画の策定

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんだ取組を推進するため、
① 構想聴取 ② 試行的な取組の実施 ③ 実施計画の取りまとめ等を支援します。

2.推進体制の構築

実施計画に基づく取組の継続的な実施に向け、
① 推進体制が整うまでの暫定段階の取組
② 農業者、事業者、地域内外の住民等の関与する推進体制づくり等を支援します。

3.展開・普及の促進

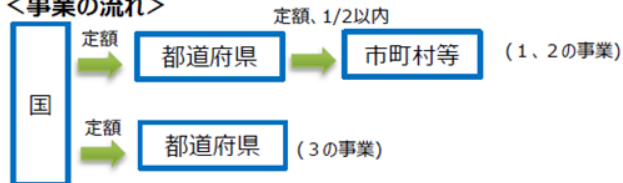
都道府県の推進体制を構築するため、都道府県全体を対象とした有機農業の勉強会や検討会の開催等の取組を支援します。

(関連事業) 先進事例の共有

全国各地の取組を共有し横展開を促す会議等の開催を支援。
(有機農業推進総合対策事業のうち産地間・自治体間連携促進事業において実施)

※事業実施主体の市町村又は、協議会の所在する市町村において、有機農業に関する栽培管理協定が結ばれている又は結ばれる予定である場合、採択に当たってポイントを加算します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

35	有機農産物安定供給体制構築事業	事業URL https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/yosan_yuuki.html		問合せ先 農林水産省 農産局 農業環境対策課 03-6744-2114		
関連する取組	事業実施主体(対象者)	支援対象・内容(ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	令和5年度当初予算(百万円)
有機農業	農業者等	ソフト	定額、1/2	2月～3月	2月～3月	700の内数

趣旨・目的 農業者等による現場の先進的な取組の横展開を推進するため、①栽培や経営に関する技術研修会の開催等、②産地への実需者の招へいや学校給食関係者との打合せ等を含む新たな販路確保に向けた取組、③生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入等を支援

< 事業の内容 >

1.オーガニック産地育成事業

農業者等による現場の先進的な取組の横展開を推進するため、

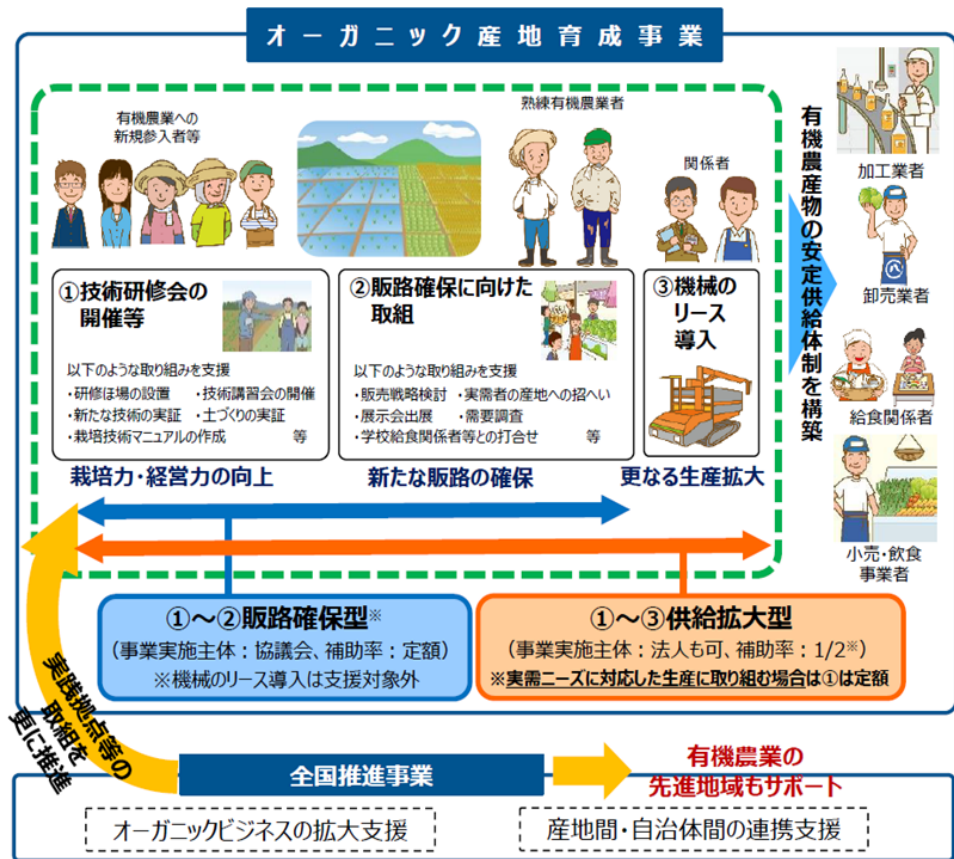
- ① 栽培や経営に関する**技術研修会の開催等**
- ② 産地への実需者の招へいや学校給食関係者との打合せ等を含む**新たな販路確保に向けた取組**
- ③ **生産・出荷拡大に必要な機械のリース導入**等を支援します。

2.全国推進事業

以下の取組を支援し、**有機農産物の安定供給体制の構築**を更に推進します。


- ① **オーガニックビジネス拡大支援事業**
産地における**販売戦略の企画・提案・助言**を行うオーガニックプロデューサーの派遣等の取組を支援。
- ② **産地間・自治体間連携支援事業**
生産・出荷情報の共有や**流通の効率化**などの技術課題への**対応実証**及び**産地や自治体間(モデル的先進地区を含む)の連携**を促す取組を支援。

< 事業イメージ >



< 事業の流れ >



36	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	事業URL	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html			問合せ先	文部科学省文化庁文化資源活用課 03-5253-4111(内線2863・2871)
関連する取組	事業実施主体(対象者)	支援対象・内容(ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	令和5年度当初予算(百万円)	
文化・芸術振興	国指定等文化財の所有者等	ハード	原則50% 上限85%	年5回を予定 ※4月、6月、9月、11月、2月頃		25,051	
趣旨・目的	国指定等文化財の保存・継承・活用等を行う。						
事業内容	国指定等文化財の所有者等が文化財の保存・継承・活用等を行うために必要な経費を補助する。						

<主な施策>

◆建造物の保存修理事等 11,438百万円(11,310百万円)

国宝・重要文化財(建造物)を次世代に継承するための修理や、自然災害等から護るための防災設備の整備、耐震診断等に対する補助を行う。

・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 11,334百万円(11,206百万円) 等

◆美術工芸品の保存修理事等 1,085百万円(1,031百万円)

国宝・重要文化財(美術工芸品)を次世代に継承するための修理や、盗難等により所在不明となることや、自然災害から護るための防災・防犯設備等の整備に対する補助を行う。

◆伝統的建造物群基盤強化 1,567百万円(1,567百万円)

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画から防災対策までを体系的に位置付け、定期的な修理による個々の伝統的建造物の健全性確保とともに、防災設備等の整備を一体的・総合的に実施し、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

◆史跡等の保存整備・活用等 9,554百万円(9,492百万円)

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実し、保存整備や活用等を推進する。

・歴史生き活き！史跡等総合活用整備事業 5,311百万円(5,221百万円) 等

◆無形文化財の伝承・公開等 1,244百万円(1,225百万円)


芸能や工芸技術の無形文化財、風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財、文化財の修理や用具の製作・修理等の文化財の保存のために欠くことのできない文化財保存技術の確実な伝承等を図るために必要な支援を行う。



<建造物半解体修理の様子>
重要文化財 本隆寺本堂
(京都府京都市)



<史跡及び名称整備の様子>
史跡及び名勝「三徳山」の庭園
(鳥取県正善院)

37	国宝重要文化財等 防災施設整備費補助金	事業 URL	https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html		問合せ先	文部科学省文化庁文化資源活用課 03-5253-4111(内線4906)
関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
文化・芸術振興	国指定等文化財の所有者等	ハード	原則50% 上限85%	年5回を予定 ※4月、6月、9月、11月、2月 頃		1,991

趣旨・目的 国指定文化財の防火対策や耐震対策を行う。

事業内容 国指定等文化財の所有者等が防災対策を行うために必要な経費を補助する。

【実施内容】

- ・個別の文化財特性に応じた**防火設備の整備**
- ・老朽化または、毀損した防火施設の更新
- ・盗難や放火等の不審者から文化財を護る防犯施設整備
- ・耐火構造の保存活用施設の整備
- ・耐震性能の劣る建造物の**耐震対策工事**

【対象文化財】

- ・重要文化財（建造物）・重要文化財（美術工芸品）
- ・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物
- ・重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区

早期発見



初期消火



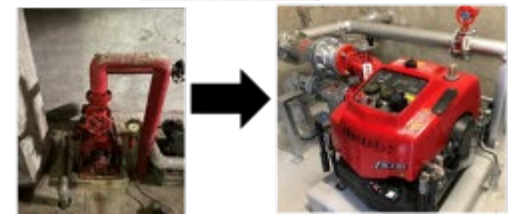
延焼防止



耐震対策



老朽化対策



38	へき地保健医療対策	事業URL	—	問合せ先	厚生労働省 医政局 地域医療計画課 医師確保等地域医療対策室 03-5253-1111(代表)		
関連する取組	事業実施主体(対象者)	支援対象・内容(ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)	
医療・介護	下図参照	ハード・ソフト	下図参照	6月下旬	6月下旬	12,242	
趣旨・目的	へき地における医療提供体制を確保するため、行政、へき地で勤務する医師、へき地医療に協力する施設・機関等がそれぞれ連携・協力し、効果的・効率的で持続可能性のあるへき地への医療提供体制の構築を行う。						
事業内容	へき地における医療提供体制の確保に必要な経費を支援する。						

へき地保健医療対策予算の概要


1 予算額	【令和4年度予算額】 80.0億円	【令和5年度予算案】 74.9億円
2 内容	<p>(1) へき地医療支援機構の運営 259百万円 都道府県単位の広域的な支援体制を図るため、各都道府県に「へき地医療支援機構」を設置し、支援事業の企画、調整及び医師派遣の実施等を補助する。</p> <p>(2) へき地医療拠点病院等の運営 6,571百万円 へき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費を補助する。 ア へき地医療拠点病院運営費 イ へき地保健指導所運営費 ウ へき地診療所運営費(国保直診分(保険局計上分)含む) エ へき地診療所医師派遣強化事業</p> <p>(3) へき地巡回診療の実施 150百万円 無医地区等の医療の確保を図るため、医師等の人件費及び巡回診療車等の運行に必要な経費を補助する。 ア へき地巡回診療車(船)(医科・歯科) イ へき地巡回診療航空機(医科) ウ 離島歯科診療班</p> <p>(4) 産科医療機関の運営 281百万円 分娩可能な産科医療機関を確保するため産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。</p> <p>(5) へき地患者輸送車(艇・航空機)運行支援事業 229百万円 無医地区等の医療の確保を図るため、無医地区等から近隣医療機関等の輸送に必要な経費を補助する。 ア へき地患者輸送車(艇) イ メディカルジェット(へき地患者輸送航空機) など</p>	

医療施設等 設備 整備費補助金の概要

1 予算額	【令和4年度予算額】 22.2億円	【令和5年度予算案】 20.7億円
2 要旨	へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の設備整備を支援するもの。	
3 補助対象	補助対象事業《メニュー区分》(事業実施主体)	
	へき地医療拠点病院(公立・公的・民間・独法)	
	へき地診療所(公立・公的・民間・独法)	
	へき地患者輸送車(艇)(公立・公的・民間・独法)	
	へき地巡回診療車(船)(公立・公的・民間・独法)	
	へき地・離島診療支援システム(公立・公的・民間・独法) など	

医療施設等 施設 整備費補助金の概要

1 予算額	【令和4年度予算額】 22.0億円	【令和5年度予算案】 24.5億円
2 要旨	へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。	
3 補助対象	補助対象事業《メニュー区分》(事業実施主体)	
	へき地医療拠点病院(公立・公的・民間・独法)	
	へき地診療所(公立・公的・民間・独法) など	

39	地域運営組織	事業URL https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html		問合せ先 総務省地域力創造グループ 地域振興室 03-5253-5533			
関連する取組		事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築		都道府県・市町村	ソフト	普通交付税措置・特別交付税措置			31

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

※概ね小学校区を単位に全国に6,064団体がある。(令和3年度調査より)

地域運営組織に対する支援等

○地域運営組織に関する調査研究

- ・実態把握調査
- ・先進事例調査
- ・自治体職員向け地域別研修会の開催
- ・形成促進に向けた研修用テキスト、ワークショップの手引き作成 等

○地方財政措置（普通交付税・特別交付税）

- 1.住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】
 - (1) 地域運営組織の運営支援
 - (2) 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援
- 2.地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】



地域運営組織の活動事例

(特非) きらりよしじまネットワーク (山形県川西町)

- ・高齢者のふれあいサロンや児童クラブ事業など住民の生活支援活動を実施。
- ・コンビニの休憩スペースを利用した産直朝市を実施し、地元農産物の販売を積極的に行っている。



(特非) ほほえみの郷トイトイ (山口県山口市)

- ・移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける移動販売サービスを実施。
- ・移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、高齢者の見守りの機能も果たしている。



40	社会教育主事、社会教育士	事業URL https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/mext_00667.html		問合せ先	文部科学省 総合教育政策局 地域学習推進課 03-5253-4111(内線3455)		
関連する取組		事業実施主体(対象者)	支援対象・内容(ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	令和5年度当初予算(百万円)
地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築		都道府県・市町村	ソフト				

○社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。

期待される役割

○社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助すること。

○「学びのオーガナイザー」(*)として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテーション能力等を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」
(平成30年12月 中央教育審議会答申)より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。

「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」
(平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理)より

○「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、**令和2年4月に新設しました。**

○講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

必要な資質・能力

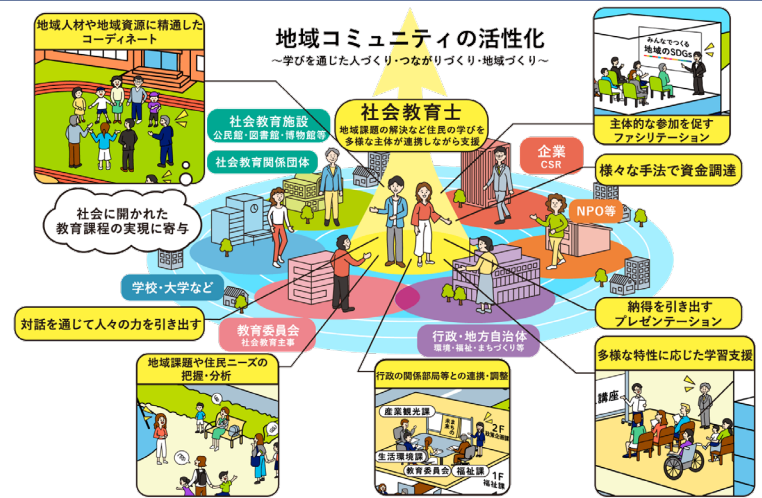
- 人と人、組織と組織をつなぐ**コーディネート能力**
- 人々の納得を引き出す**プレゼンテーション能力**
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促す**ファシリテーション能力**


<養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力>

- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- 地域課題や学習課題の把握・分析能力
- 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
- 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」

(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)より



41	公民館	事業URL https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/001.htm		問合せ先 文部科学省 総合教育政策局地域学習推進課 03-5253-8396			
関連する取組		事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
地域住民の交流の場・学習機会の提供		市町村	ソフト				

公民館の目的 (社会教育法第20条)

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

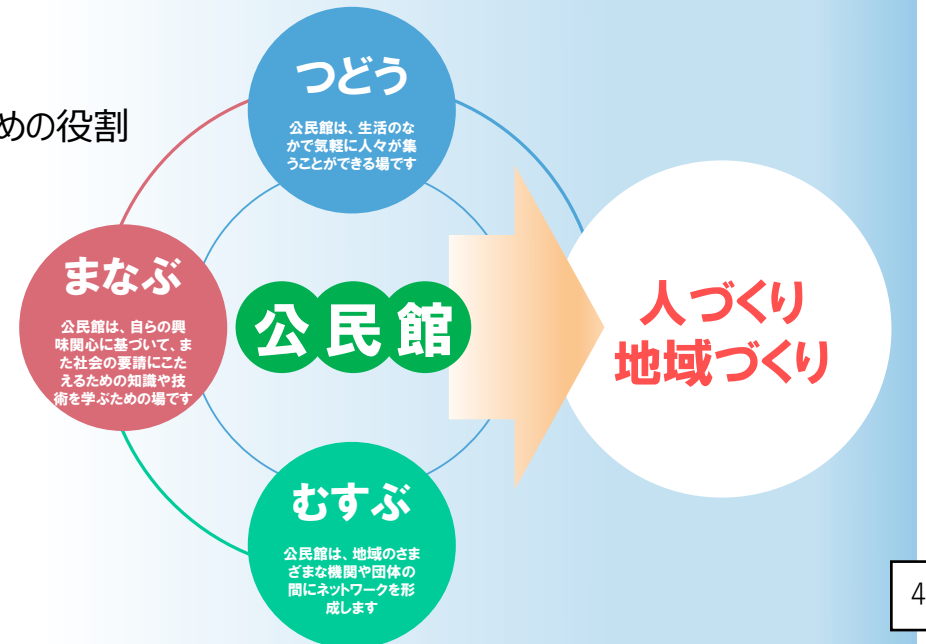



公民館の数、講座数等

- 公民館数 全国に約1万4,000館
- 講座数等 全国で約38万4,000講座が開設され、約951万8,000人が学習活動に参加している。

求められる/期待される役割

- ・ 学習の成果を地域課題解決のための実際の活動につなげていくための役割
- ・ 地域の防災拠点としての役割
- ・ 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携
- ・ 地域学校協働活動の拠点としての役割
- ・ 中山間地域における「小さな拠点」の中核となる施設としての役割
- ・ 「地域運営組織」の活動基盤となる役割
- ・ 外国人が地域に参画していくための学びの場
- ・ これまで公民館が培ってきた地域との関係を生かしながら、
地域の実態に応じた学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる
新しい地域の拠点施設を目指していくことが望まれる。



42	地域活性化伝道師派遣制度	事業URL https://www.chisou.go.jp/tiiki/ouentai.html		問合せ先 内閣府 地方創生推進事務局 03-5510-2167			
関連する取組		事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
地域づくりの専門家等の紹介・仲介等		都道府県・市町村・団体等	ソフト				0.2

事業概要

地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言を行う。

地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

○地域活性化伝道師登録数：394名（令和4年4月1日現在）

※地方創生サイト（<https://www.chisou.go.jp/tiiki/ouentai.html>）において公開分野別登録数（重複を含む）

1. 地域産業・イノベーション・農工商連携	2. 地域医療、福祉・介護、教育	3. 地域コミュニティ・集落再生	4. 地域交通・情報通信	5. 農・林・水産業	6. 観光・交流	7. 環境	8. まちづくり
148人	24人	95人	14人	74人	136人	29人	149人

○令和3年度実績：地域活性化伝道師3名を全国3地域に派遣

○活用方法：①各自治体及び団体等が、課題解決への取組みに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。

②地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。

①地域のリーダーの育成

地域活性化伝道師の講義を受け、取組の立ち上がり段階における実行プランの企画、取組の実施体制の構築を後押し。



②実務者の育成

実行プランに基づく取組を実施拡大していく上で必要となる人員を確保し、スキルアップ研修などの実施を後押し。



③事業化の推進

地域リーダーが中心となって、地域の産学官連携で商品開発を進め、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授。




④販路拡大・雇用創出

マーケティング・販路拡大の支援を実施することにより、地域の新たな産業として定着。これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及。



地域の成長力強化・雇用創出に資するよう、これを担う地域人材力の強化について地域活性化伝道師が切れ目なく支援

43	外部専門家(地域力創造アドバイザー)招へい事業	事業URL	https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html		問合せ先	総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5392	
						関連する取組	事業実施主体(対象者)
	地域づくりの専門家等の紹介・仲介等	市町村	ソフト	特別交付税措置			

趣旨・目的 地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う。

事業内容 市町村が、地域活性化の活動実績があり一定の知見を有する外部専門家（※総務省地域人材ネット登録者＝地域力創造アドバイザー）を年度内に延べ10日又は5回以上招へいし、助言を得る。

特別交付税措置 外部専門家及び外部専門家の活動を支援する者に対する旅費・謝金（報償費）、ワークショップ等に係る経費（印刷費、車両・会場借上費に限る。）について、専門家区分、財政力指数に応じて最大560万円を上限として措置。

地域人材ネット 外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 民間専門家(438名)、先進自治体で活躍している職員(25名(組織を含む)) (令和4年4月1日現在 計463名・組織)
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

財政措置

- 対象市町村：①3大都市圏外の市町村
②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
※令和3年度より3大都市圏外の都市地域等も対象とするよう地域要件を拡充
- 財政措置の内容：
市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい(リモート可)して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする
- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
 - ◇ 民間専門家等活用 (560万円/年) ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (240万円/年)

44	地域おこし協力隊	事業URL https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html		問合せ先	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5394		
関連する取組		事業実施主体(対象者)	支援対象・内容(ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	令和5年度当初予算(百万円)
地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築		都道府県・市町村	ソフト	特別交付税措置			208

○**制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの**「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る**取組。

○**活動期間**：概ね1年以上3年以下

○**地方財政措置**：

◎地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、特別交付税措置

① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり300万円上限

➢ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限

➢ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：1団体あたり100万円上限（プログラム作成等に要する経費）、1人・1日あたり1.2万円上限（活動に要する経費）

② 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり480万円上限

（報償費等280万円^(※)、その他の経費^(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など) 200万円)

※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大330万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている（隊員1人当たり480万円の上限は変更しない。）。

③ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：1団体あたり200万円上限

④ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限

⑤ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

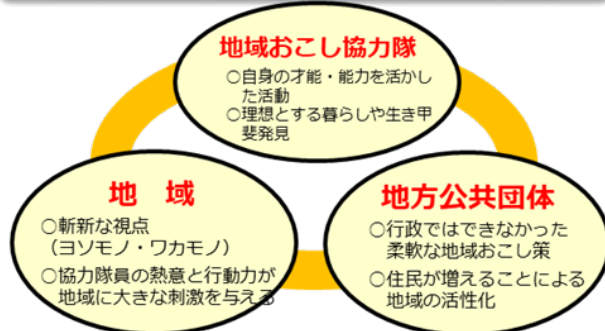
◎都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置

◎都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組団体数の推移

⇒ **令和8年度に10,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)	5,560人 (5,464人)	6,015人 (6,005人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体


※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人、R元年度：154人、R2年度：96人、R3年度：10人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の**約4割は女性**

隊員の**約7割が20歳代と30歳代**

任期終了後、おおよそ**65%が同じ地域に定住**※R3.末調査時点

45	地域プロジェクトマネージャー	事業URL https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichigyousei/c-gyousei/02gyousei08_04000210.html		問合せ先	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5391		
関連する取組		事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築		市町村	ソフト	特別交付税措置			

- 地方公共団体が重要プロジェクトを実施する際には、**外部専門人材、地域、行政、民間などが連携して取り組む**ことが不可欠だが、そうした関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる「**ブリッジ人材**」が不足。そこで、市町村がそうした人材を「**地域プロジェクトマネージャー**」として任用する制度。
- 制度開始初年度である令和3年度には30市町村が活用（特別交付税ベース）。

イメージ

★ブリッジ人材が不在だと・・・

- ・コミュニケーション不足から混乱が生起、関係者がお互いに不信感




・せっかく外部専門人材を招へいできても孤立



⇒プロジェクトの実感があがらない状態に

★地域プロマネ任用により・・・

- ・多様な関係者間を調整、橋渡し



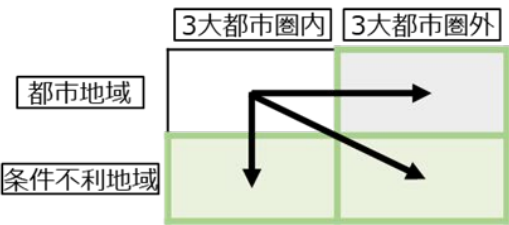
・チームとしてプロジェクトを推進




⇒プロジェクトを着実に成果へつなげる！

制度概要

- ★人物像
 - ・地域の実情の理解、専門的な知識、仕事経験を通じた人脈、受入団体及び地域との信頼関係 etc
 - ⇒地域おこし協力隊OB・OG、地域と関係の深い専門家 等
- ★地方財政措置
 - ・地域プロジェクトマネージャーの雇用に要する経費を対象に、650万円/人を上限に特別交付税措置
 - ・1市町村あたり1人、1人あたり3年間を上限
- ★地域要件
 - ・3大都市圏内又は3大都市圏外都市地域から、条件不利地域へ住民票を異動（地域おこし協力隊と同様）
 - ・ただし、現地の協力隊から任用される場合には移住は求めない



46	地域活性化起業人	事業URL https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03100070.html		問合せ先 総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-6257-1412			
関連する取組		事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築		市町村	ソフト	特別交付税措置			

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

対象者 三大都市圏に所在する企業等の社員(在籍派遣)
※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体 ①3大都市圏外の市町村
②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村 } 1,432市町村

活動内容(例) **地域活性化に向けた幅広い活動に従事**

- 観光振興
- 地域産品の開発・販路拡大
- ICT分野(デジタル人材)
- 地域経済活性化(中小企業のハンズオン支援)
- 中心市街地活性化


等

特別交付税措置

- 派遣元企業に対する負担金など起業人の受入れの期間中に要する経費 上限額 年間560万円/人
- 起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/人
- 起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/団体
(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

期間 6ヵ月～3年



47	集落支援員	事業URL https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03000070.html		問合せ先	総務省地域力創造グループ 過疎対策室 03-5253-5536	
関連する取組		事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期
地域づくりに取り組む人材の 確保及び組織・体制の構築		都道府県・市町村	ソフト	特別交付税措置		令和5年度 当初予算(百万円)

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※令和4年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,997人 ※自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,174人

〈専任の「集落支援員」の属性〉 約4割が60代、約5割が元会社員・元公務員・元教員、約9割がそれまで暮らしていた地方自治体で活動

・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進(下記フロー図のとおり)

・総務省 ⇒地方自治体に対して、**財政措置(特別交付税措置)**、情報提供等を実施

〈特別交付税措置〉 ※ 国勢調査における人口集中地区については、特別交付税による措置の対象外

○措置額 …… 集落支援員1人あたりの上限額 ・**専任※ 445万円** ・兼任 40万円

※兼任の場合であって、集落支援員としての活動に従事する時間が週当たり15時間30分以上である旨を設置要綱等に規定して委嘱する場合を含む。

○対象経費… ①集落支援員の設置に要する経費、②集落点検の実施に要する経費

③集落における話し合いの実施に要する経費

④地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員の活動イメージ

■集落点検の実施

- ・市町村職員と協力し、住民とともに、集落点検を実施

■集落のあり方についての話し合い


- ・「集落点検」の結果を活用し、住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進

□集落の維持・活性化に向けた取組

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、
- ②都市から地方への移住・交流の推進、
- ③特産品を生かした地域おこし、
- ④高齢者見守りサービスの実施、
- ⑤伝統文化継承、
- ⑥集落の自主的活動への支援 等

支援

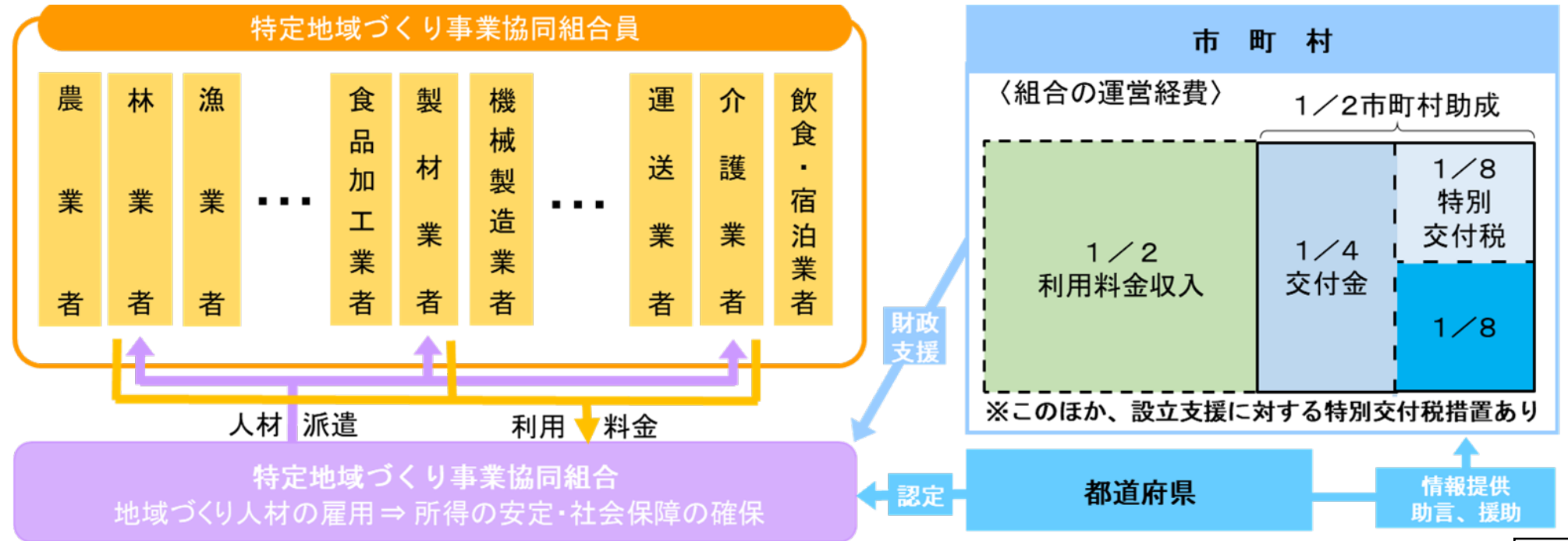
総務省


48	特定地域づくり事業協同組合制度	事業URL https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichigyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyou.html		問合せ先 総務省地域力創造グループ 地域振興室 03-5253-5534
----	-----------------	--	--	--

関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
人口急減地域の雇用環境整備	都道府県・市町村	ソフト	原則1/2	随時		560 ※予算計上は内閣府

趣旨・目的
地域の人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

事業内容
人口急減地域において、中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、特定地域づくり事業を行う場合について、都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは、労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに、組合運営費について財政支援を受けることができるようにする。



49	農村プロデューサー養成講座	事業URL https://www.maff.go.jp/j/nousin/course/index.html		問合せ先 農林水産省 農村振興局 農村政策部農村計画課農村政策推進室 03-6744-2203		
関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築	地方自治体職員 地域づくりに関心・意欲のある人	ソフト		5月～6月 ※実践コース受講生の募集		9,070の内数 ※農山漁村振興交付金

《事業概要》

- “地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートする人材” 『農村プロデューサー』を養成。
- 「入門コース」と「実践コース」で構成。「実践コース」は、オンライン形式（ライブ配信）と対面形式を併用し、“実例を基にした模擬演習”や“研修生自らの実践活動”による**現場力アップ**を重視。さらに修了後は、修了生や講師陣をつなぐネットワークを構築。

入門コース（定員なし）

1. 研修の目標

- ・農山漁村地域における、創意工夫にあふれる地域づくりの取組内容を学ぶことにより、地域づくりの実践に向けたプロセスを習得

2. 受講対象者

- ・地域づくりに関心のある者が幅広く参加可能
- ・実践コースの受講希望者は、入門コースを受講することが望ましい

3. 主な内容

オンライン講演（ライブ配信）

- ・地域づくりに造詣の深い有識者による研究分野等に関する講義
- ・地域で活躍する実践者による活動プロセス等の紹介
- ・チャットを用いた質疑応答
- ・全6回（各90分程度）

1. 研修の目標

- ・地域への愛着と共感を持ち、地域住民の思いを汲み取りながら、地域の将来像やそこで暮らす人々の希望の実現に向けてサポートできる人材（**農村プロデューサー**）を養成

2. 受講対象者

- ・地方自治体職員※及び地域づくりに意欲がある者等

※ 地方自治体職員として、農林水産、社会教育、福祉、地域共生社会、企画等の部局の職員、地域担当職員、農林水産普及指導員（都道府県）、農業委員・農地利用最適化推進委員（市町村）等を想定

3. 主な内容

(1) オンライン講義（ライブ配信）

- ・地域及び地域住民に関する現状把握や分析手法、実践に向けたロードマッピング等の基礎を学ぶ
- ・地域づくりに造詣の深い講師による講義
- ・チャットを用いた質疑応答
- ・2日間（計6時間程度）

(2) 対面講義（実例を基にした模擬演習等）

- ・ワークショップ形式の演習により、(1)で習得した手法を現場で実践するためのトレーニングを実施、また研修生同士の連携も推進
- ・2泊3日（全国8会場で開催）

実践コース（100人程度）

(3) 研修生自らの実践活動（オンラインゼミ+実践）

- ・研修生が取り組む実践活動の中からモデルケースを選出
- ・研修生は講師からのアドバイスを受け、現場レベルで**企画・実践**
- ・モデルケースを題材として、農村プロデューサーに求められるポイントをオンラインゼミで議論



対面講義の様子

《受講生からの感想》

- 適切な仕掛けを行うことで、ひとの心に「火」をつけることができるという実感を持つことができた。（市職員）
- 今回できた人脈を大切に、壁にぶち当たった時に相談したい。（市職員）
- 一緒に研修を受けている方の熱い思いを感じる良い機会になった。（県職員）



50	有機農業新規参入者技術習得等支援事業	事業URL https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/yuuki/yosan_yuuki.html		問合せ先 農林水産省 農産局 農業環境対策課 03-6744-2114		
関連する取組	事業実施主体(対象者)	支援対象・内容(ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	令和5年度当初予算(百万円)
有機農業	民間団体等	ソフト	定額	2月～3月	2月～3月	700の内数

趣旨・目的 新たに有機農業に取り組む農業者が、国際水準の有機農業に関する技術的基準等を習得するため、有機JASに関する研修や初回のは場実地検査（有機JAS認証検査）を受講・受検する取組や品目別の有機栽培技術の講習会の開催や研修カリキュラムの内容調査、設計等を支援。

< 事業の内容 >

1. 有機農業新規参入者技術習得支援事業

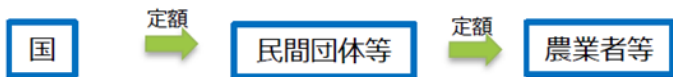
新たに有機農業に取り組む農業者の有機JAS認証の早期取得を促すため、**有機JASの制度や技術的基準に関する研修や初回のは場実地検査（有機JAS認証検査）を受講・受検する取組を支援するとともに、品目別の有機栽培技術の講習会の開催や研修カリキュラムの内容調査、設計等を支援**します。


< 事業イメージ >

技術の習得支援

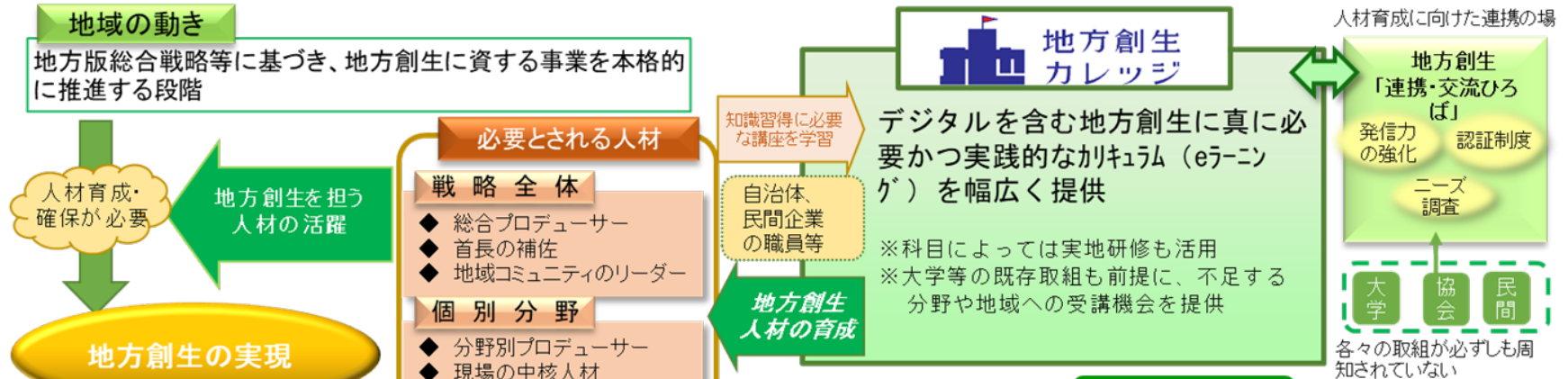


< 事業の流れ >



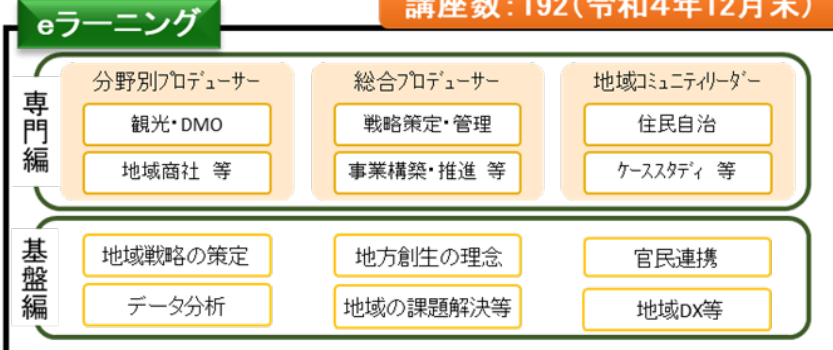
51	地方創生カレッジ	事業URL https://chihouseisei-college.jp/		問合せ先 内閣府 地方創生室 03-6257-1412			
関連する取組		事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築		自治体職員・民間事業者・学生等	ソフト				170

□ 地方創生の事業展開に必要な人材を育成・確保するため、実践的な無料のeラーニング講座を提供するほか、地方創生の有識者を交えた交流掲示板や、各地で地方創生に取り組む実践事例の特集等を通じて知恵の共有を図る。



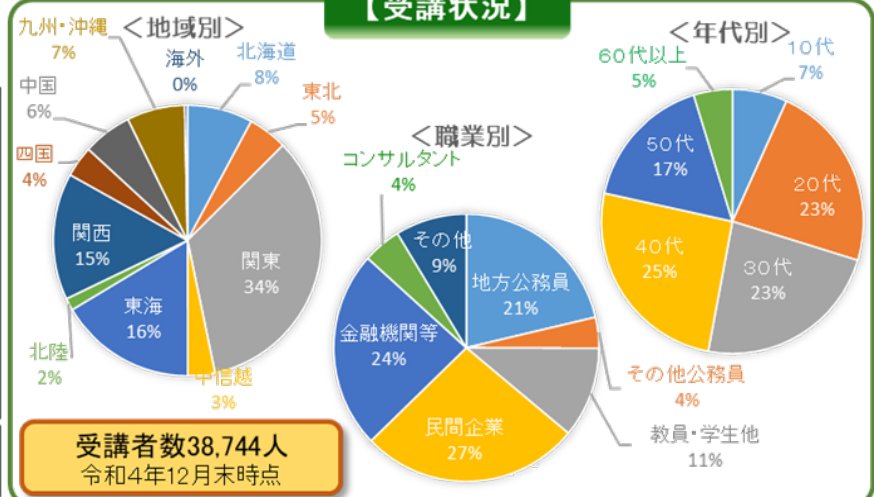
【カリキュラム構造イメージ】


講座数：192（令和4年12月末）



対面・実地 スクーリング/ワークショップ（人材交流・マッチング）

【受講状況】



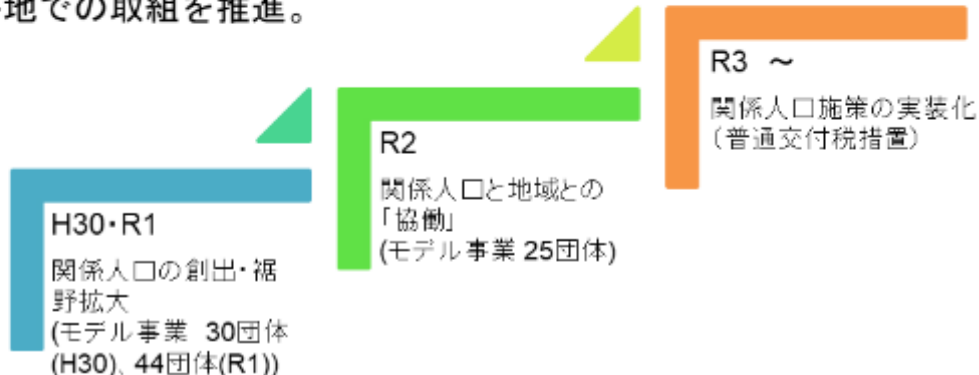
52	関係人口創出・拡大事業 (関係人口ポータルサイト)	事業 URL	『関係人口』ポータルサイト： https://www.soumu.go.jp/kankeijinkou/		問合せ先	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5391	
関連する取組		事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
関係人口の創出・拡大		都道府県・市町村・事業者等	ソフト	普通交付税措置			6
趣旨・目的	地域外の者が関係人口として、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけの提供に取り組む地方公共団体等を支援する。						
事業内容	過年度のモデル事業を通じて得られた知見の横展開や、関連イベントや交流体験プログラム等の情報を一元化するとともに、地方財政措置により、関係人口の創出・拡大等に向けた取組の全国各地での実装化を図る。						

全国に向けた情報発信・地域からの情報発信の強化

「『関係人口』ポータルサイト」等を通じて、関係人口が継続的により深く地域に関わるために参考となる事例やノウハウ等の横展開等を図るとともに、地方団体が地域への多様な関わり方（かかわりしろ）を発信。

地方財政措置を通じた地方公共団体の取組の実装化

○地方公共団体が関係人口の創出・拡大に取り組むための経費について、令和3年度より地方財政措置（普通交付税措置）を講じることにより、全国各地での取組を推進。



全国各地で取組の実装化

目指す姿

**全国各地で、
関係人口が地域と
関わり合いながら
地域活性化に貢献**



53	関係人口創出・拡大のための対流促進事業	事業URL	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kankei/index.html		問合せ先	内閣府地方創生推進室 03-5510-2457
関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
関係人口の創出・拡大	民間事業者	ソフト	委託費 補助金(定額)	・補助事業者(執行管理団体): 2月～3月頃 ・間接補助事業者(モデル事業者): 5月～6月頃		78

事業概要・目的

- 関係人口は、特定の地域に継続的に多様な形で関わることで、地域の社会課題解決や魅力向上に貢献する存在であり、特に人口減少・高齢化の深刻な地域においては、関係人口が地域住民の共助の取組に参画していくことで、地域の内発的発展を誘発することが期待されます。
- 関係人口を創出・拡大するためには、地域住民をはじめとした受入れ側と都市部住民双方のニーズを十分に把握しながら丁寧なマッチングを行うことができる中間支援組織の存在が重要です。
- このため、本事業においては、
 - ①中間支援組織が行う地域貢献活動への支援や、
 - ②中間支援組織や地方公共団体が参加する官民連携協議会を通じた優良事例の横展開等に取り組めます。

事業イメージ・具体例

①中間支援組織の地域貢献モデル事業への支援

デジタル技術を活用しながら、関係人口が地域と関わり、地域の内発的発展や地域活性化に貢献する姿を目指し、都市部住民と地域との中間支援を行う民間事業者等によるモデル的な取組の自走化を支援します。

②関係人口創出・拡大官民連携全国協議会の運営

官民連携のプラットフォームを基盤に、全国フォーラムや研修会等の開催、中間支援組織や地方公共団体等関係者間の情報交換を促進するとともに、協議会の自立自走に向けた組織形態等の検討を行います。

【関係人口の取組例】



若者・大学生が農家の手伝いをしながら地域と関わる
(株)福山コンサルタント



都市住民と地域住民の交流により地域の魅力を再発見
(公社)中越防災安全推進機構



都市企業と地域とで対話を重ね、課題解決に取り組む
(一社)つながる地域づくり研究所

資金の流れ



期待される効果

デジタル技術等を活用しながら関係人口の創出・拡大に取り組む動きを加速化することで、地方への人の流れを生み出すとともに、にぎわいの創出や地域の取組を支える担い手の確保に貢献します